

昭和五十年十二月九日(火曜日)  
午前十時四十四分開会

たゞいまから内閣委員会

うとして、質疑の最中に途中で中断をいたしてお

私は非常に大変な数だと思うのです。まずその

根底に、法律に基づいた審議会、懇談会は現在どの程度あるんですか。

○政府委員(小田村四郎君) 法律に基づきます、いわゆる国家行政組織法八条に基づきますところの審議会は、現在二百四十六でございます。で、ただいま申し上げました四十数個と申します懇談会等はその外のものでございます。

○峯山昭範君 これは行政改革を進めるとは言いますが、実際問題、この昭和三十六年当時問題になりました審議会等の数は全部で二百六十八個です。いまおっしゃった数は地方の分も全部合

○政府委員(小田村四郎君) ただいま申し上げました数字は地方の分は入っておりません。と申しますのは、地方の支分部局につくられます、いわゆる審議会的なものは、八条機関の審議会ではございまして、地方支分部局という形になります。で、先生から御指摘ございました三十六年当時二百六十幾つかございました審議会等を、昭和四十年の初めに相当数整理いたしまして現在二百四十六と、こういうことになっておるわけでございます。

○峯山昭範君 これは相当整理したとは言いません、昭和三十六年から二十二個減って、私的諮問機関が四十数個ふえたのでは、これは結局的にはふえたということになります。こゝら辺の整理は全く行われていないんじゃないかと私は思うんですが、特にこの四十数個ある私的諮問機関という問題について、私はきょうは問題にしたいと思うんですけれども、行政管理局にもありますね、この私的諮問機関というの、この行政情報処理基本問題懇談会というの、これは現在でもあるんですか。それから、総理府にも老人問題懇談会ですか、科学技術府には原子力行政懇談会、国土庁には国土行政懇談会、文部省に文明問題懇談会、大学院問題懇談会、文化庁に文化行政長期総合計画懇談会、厚生省に年金問題懇談会、労働省に産業労働懇談会、自治省に地方公務員公務態率研究

会、最近の防衛庁の防衛を考える会、これ以外にも、全部で四十数個というのですから私の調査以外のところでもいふふあるということになるんですが、これはいま局長から昭和三十六年の各省庁の官房長あてに出した通達の話も出てきました。が、こういう問題と絡み合わせて、行管庁はこの問題についてどうお考えなんですか。

○政府委員(小田村四郎君) 懇談会につきましては、この三十六年四月十二日の管理局長通達に尽きておるわけでございますけれども、通常私どもが行政を運営していくに当たりまして、外部の方々の御意見をいろいろ伺いしなければならぬ場合が非常に多いわけでございます。それを多くの方々に御意見を承るといふときに、懇談会という形式ができてくるわけでございますけれども、これはあくまでも国家行政組織法八条に申しますところの機関ではないわけでございます。国家行政組織法八条に基づきますところの審議会と申しますのは、これも民間有識者の御意見をできるだけ行政施策に反映していくというための組織でございますが、あくまでもこれは行政機関でございます。行政機関としての御意見を審議会等で決定されまして、そうして政府に答申あるいは建議をされるわけでございます。これに對しましてこのいわゆる私的懇談会と称しますものは、その機関としての意思を決定するわけではございませんで、そこで自由に御意見をいただきまして、その御発言の内容を行政庁として参考として施策を進めるといふところに一番大きな差異があるわけでございます。

で、このような懇談会が有効に活動していただきますことは行政庁としても非常に歓迎すべきことであらうかと思ひますが、同時にまた、それが制度的な審議会と紛らわしい、あるいは審議会のような動き方をするといふことはきわめて好ましくない次第でございます。その点は私どもとして常々注意しておる次第でございます。

○峯山昭範君 それは私は、外部の人の意見を、

大臣なり何なりが自分の行政を行う上において、その貴重な意見を聞くということについてはそれは当然必要なことだと思ふんです。しかし、それはやっぱりきちっとした手続をとって、ちゃんとした法に基づいた上できちっとやってもらいたいと思ふんです。

それで、違反しないならしなないで結構なんですけれども、私がきょうはつきりしておきたいのは、第八条にいうこの機関と、いわゆる懇談会とを見分けるけじめのところですね、これはどういふ点がこういうふうになると八条機関になる、こういう点はこゝまではいいというけじめのところを、ずっと一つずつ幾つか言つてみなさい。

○政府委員(小田村四郎君) 十点もあるかどうかちよつと私も自信がございませんが、差異について申し上げますと、まず、ただいま申し上げましたように、第一は審議会等、要するに法律上の制度として設けられました審議会等は、その行政機関としての機関意思を決定いたします。これに對しましては、いわゆる懇談会におきましては、統一的意思決定は必ずしも必要でございせん。もちろん全員の意見がこういうふうに一致したという場合には一致した意見というものができ上がりますけれども、協議が分かれた場合には一致した意見でございせん。これがその懇談会としての意見であるということを決める必要はないわけでございます。それが第一でございます。

それから、審議会は法律に基づいてつくられるわけでございます。つまり制度的なものでございまして、これに對しまして懇談会等は、たとえば閣議決定でございまして、あるいは省議決定でございまして、あるいは大臣に對する伺いでございまして、あるいは大臣に對する形式で設けられる場合が多いわけでございます。省令とか訓令とか、

そういうものではなくて、いろいろなことを指導しておるわけでございます。それから第三点といたしまして、機関意思を決定いたします審議会の性格上、審議会におきましては議事手続というものが設けられるわけでございます。たとえば定足数がどれくらいであるとか、あるいは決議をいたしますときにその決議の方法はどうするかという手続が設けられるわけでございますけれども、懇談会におきましてはそのようなことはあり得ないわけでございます。

それから第四点といたしまして、これはそれほど大きなことではございませんけれども、こういう性格を明らかにさせるために、懇談会におきましては設置するとかいうような決め方をいたしませんで、通常、懇談会を開催するとかいうような決め方をしておるわけでございます。

そのほかにもいろいろあるかと思いますが、ただいま気がつきました相違点というものは以上のような点であらうかと存するわけでございます。

○峯山昭範君 それではこれ、私幾つか指摘いたします。

まず第一の機関意思を決定するとかしないとかいう問題ですね、これはそのとおりだろうと思ひます。それから委員を委嘱する場合、この委員の委嘱は、たとえば一つの審議会なり八条機関という場合は、きちつと委嘱をしたりあるいは任命をしたりするわけですね。ところが懇談会の場合にはそれをやらぬ。これはどうですか、そのとおりですか。

それから、幾つか言ひます。それは合つているか合つてないか言つて下さい。

それから、答申なりあるいは意見というものについて、それを行政に反映させるかどうかという場合、これは要するにその答申なり意見というものは、直接、政策上八条機関の場合はそれを反映させる。政策上ですね。ところが懇談会とかそういうようなものは直接は反映させない。それが池田総理の答申の中にちゃんと出ていますが、この

○政府委員（小田村四郎君） 委嘱することと  
が適當でないということは、これは通達に出てお  
りますので先生の御指摘のとおりでございます。  
ただ、第二番目の決定なり意見を行政に反映させ

るかどうかということにつきましては、もちろん法律上定められました審議会等の御意見は政府として尊重すべきことは当然でございます。ただ、それが法的に政府を拘束するかどうか、つまりそのとおり実行しなければならぬ義務があるかどうかと申しますと、その点は法律的な拘束力はないうかというふうに考えております。それから、懇談会につきましてはもちろんそういう拘束力はないわけでございますけれども、懇談会で表明されました各種の御意見が政府として大変適当であるというふうに考えました場合には、当然それは施策に反映されるということになろうかと存するわけでございます。

○峯山昭範君　もう一点お伺いしておきます。

この懇談会ですね、當時の林法制局長官が、  
の八条機關と懇談会の、實際に懇談会をやる場合  
についての長官の答弁の中に、要するにいろいろ  
な何人かの方に集まっていただいて、たとえば何  
回会合開いても違反にならない。しかし、何回か  
同じメンバーが集まる、何回か同じ人が集まると  
いう点についてはこれは誤解を生ずる。こういう  
ふうな答弁があるんです。これは非常に私は重要  
な問題だと思ふんですが、この点についてはどう  
考へますか。

○政府委員(小田村四郎君) 誤解を生ずるといふ言葉はちよつと私も気がつきません。——失礼にいたしました。林長官は「何回か同じメンバーが集まる」といふ点において、多少千葉委員のおつしやるような誤解を生ずる点がないではございませんかと、こゝ言っておりますが、これは、その点におきまして審議会と同じような形になるという点で誤解を生ずる点がないではなからう、こゝ言っておりますのであらうと存じます。しかし、それはあくまでも審議会とは違ふ性格のものでま

ということを当時の林長官も言っておられるわけでございます、まあ懇談会というものを開きます以上は、メンバーが同じで数回開かれるということもやむを得ないのではないかと考える次第でございます。

○ 峯山昭範君 私はあなたの答弁を聞いておりまして非常に納得しかねる。要するに、行政管理庁は国家行政組織法の法律に基づいて少なくとも八条機関というものがあるんですから、法律がきちつとあるんですから、こういうふうな私的な懇談会というものはできるだけなくしていく、そして法律に基づいた審議会をつくる、こういうふうな姿勢でなくてはいかぬでしょう。ところがあなたの答弁を聞いてみると、何となくすべて緩めていく。これはこのとき、池田総理がなぜこの当委員会に出てきてこういう答弁をしなきゃいけないのか、当時の審議会の実情から見まして、こういうふうな私的な懇談会というものは全部やめにして、やめる方向に持っていこう、そういうふうな一つの方向があったからこういう問題が出てきてわざわざ総理まで出なきゃいけなかったというわけがあるんですよ。にもかかわらず、現在私的な懇談会が四十幾つもあるとあなた初めから答弁しているんですよ。こういうふうな行管庁の姿勢では、行政改革なんて幾ら何は進めたって行政改革そのものが進みませんよ、やっぱり。もつと厳格な姿勢で臨まないといけないと思うのです。そういうような観点からもうちよつときちつとした答弁をしてもらいたい。

それでは行政管理庁当局は、まず防衛を考える  
会というのは、あれはどういうふうに考えていま  
すか。

○政府委員(小田村四郎君) 防衛を考える会につきましては、これを開催いたしますときに防衛庁の方から御相談がございました。これはあくまでもボスト四次防を検討するに当たりまして各界々層からの御意見を防衛庁として伺つて、今後の立案の参考にしたんだという御趣旨でございます。その考える会としての決定をするとか、そ

いうようなものではない、各先生方の自由な御意見を承るという点にその目的があるということでごさいましたので、それではいわゆる審議会というものではないということがわかりまして、私どもとしては差し支えなかつと、こういう返事をしたわけでごさいます。

○峯山昭範君　それでは現在ではどう考えていますか。

○政府委員(小田村四郎君) もう防衛を考える会は廃止されたと思いますけれども、現在でも同様に考えております。

○**峯山昭範君** 現在でも同様に考えていると言いましても、防衛を考える会というのは——ポスト四次防について私は各界各層の皆さん方の意見を聞くということについてはいいんです。当然であろうと私は思います。しかしながら、あなたが初めから言いましたように、まず八条機関と一般の初懇談会との第一の基本は、機関意思を決定する必要がないと。これはまず防衛を考える会のこの初

めに「討議のまとめ」というのがありますよ。これは機関意思の決定ですよ。いろんな人の意見が

出て、それをまとめたのが第一部になって出ていくじゃないですか。この一つ一つについて幾つかの問題があります。「わが国をめぐる国際情勢」と

か、「防衛の前提となる国内条件」とか、「防衛の基本的考え方」とか、「日米安保体制」とか、「保持すべき防衛力」とか、この一つ一つにつ

いて、だれの意見ですが、これは。この一つ一つについて、この防衛を考える会に出た一人一人の、これはこの人の意見です、これはこの人の意見で

すというのとはつきりしていないじやないですか。防衛を考える会としての意見になっているか。防衛を考えると、まず審議会の一つの問題に

てだつてそうじゃないですか、国家行政組織法の八条に完全に違反しているじゃないですか。それについて、初めと同じ意見なんですよ、これは内閣

できません、私。どうなんですか。

○政府委員(小田村四郎君) 防衛を考える会の討

たかということは何っておりませんけれども、懇談会におきましても各委員の意見が一致するということは当然あり得るわけでございまして、その一致したものをこういうまとまりができましたというところで政府の方に提示なさることはたびたびあろうかと存じます。

○峯山昭範君　まず防衛庁、防衛庁はこの問題について行政管理庁に報告してないの。この本は渡

○政府委員(伊藤圭一君) このまとめが終わりま

した段階で行政管理庁の方にも差し上げてござい  
ます。

○峯山昭範君 どうなんでしょうか、局長。知らない

けれどもなんて、あんなね、防衛を考える会についてのまとめや序文や、みんな書きたいいろいろな資料があなたの局に届いているでしょう。あなた

は答弁の前提として、知らないけれどもなんて言うのはどういうわけなんですか。

○政府委員(小田村四郎君) 大麥言葉が足りませ

んでおしかりをいただきましたことをおわびいたしたいと存じますけれども、この防衛を考える会  
のまとめというものは、私も防衛庁からちやうだ

いたしまして拝見いたしております。ただ、申し上げましたのは、その具体的な討議内容がどうであり、その取りまとめがどういうふうにして行

われたかということの詳しい御説明は何っておりませんでしたが、おっしゃる通り、大変言葉が足りませんので、おしかりいたすべきましたことを

おわび申し上げます。

○峯山昭範君 このまどめというものは、これは

見なですか、これは。要するに「第一部 討議のまとめ」というのは何ですか、これは。

（政府委員（伊藤主一君） この十一人の先生方が六回にわたりましていろいろ討議をなさいました。それを私ども事務当局が各人の発言を全部で

す。この討議といひますのは、各先生方が自由に御議論なさいます、それを防衛庁の長官以下幹部が聞いておりましたので、皆様方の個々の御意見というものはその場で伺っているわけでございます。しかし、今後の仕事に反映させるといふこともございまして、大体どういふようなお話があったかといふことを事務局でまとめたものでございまして、この各人がどういふことを発言したかといふ個々の人の発言の内容をそのままにするのはやめてもらいたい、みんなでいろいろ話し合っておいて、大体こんなことになったというようなまとめ方をしてもらいたいという先生方の御意向もございましたので、こういう形でまとめさせていただきます。

○釜山昭範君 ということは、要するに一人一人の意見を書かないで、みんなで相談をして一致したところでそれをまとめてもらいたいということと事務局がまとめたわけですね、ということとは八条機関の意思決定と全く同じですよ。反対のところは省いたり、いろいろ操作をしたかもしれないですよ。けれども、やっぱりこの防衛を考えると、事務局がつくったこの本の内容を見ても、一般の答申と何ら変わるところはないんじゃないですか。この点について行政管理局がもうちょっと厳しい、これはやっぱり八条に違反してある、少なくとも違反の疑いがあるということまでの見解を出さない限り、私は今回のこの許可の問題について、きょうこの審議を終了することは納得できませんからね。それだけの姿勢を示さない限り行政改革は進まないんです。そんないいかげんなことじゃ困りますよ。私は、あなたが幾つか先ほど言った一つの問題取り上げてさえこうですよ。たった一つですよ。まだほかにいっぱいあります。あなた方が通達を出したこういう問題幾つもありますよ。もう一つ出してみましょうか、それなら。先ほどのたとえ委員に委嘱するといふ問題があります。この問題について言う、あなたの方の通達によりますと、これはあなたが先ほど言ったことですけれども、この集まってくる人たちが

「参集者に委員、参与等を委嘱すること等は疑惑を招くおそれがあるのでは適当でない」という通達を出してある。それでしよう。こういう疑惑を招くおそれがあるからと、うーん、この通達が出ておるわけですね。防衛庁は事務次官と参事官と一緒に一人一人お願いして回っている。前の委員会でちゃんと話が合ったじゃないですか。防衛を考へる会の委員になつてくだされいと言つてお願いして回っているじゃないですか。あなたの方の通達にはっきり違反しているじゃないですか。

まだあるんですよ、こんな問題。一つ一つ言えども全部ありますよ、これ。八条機関のときもやっぱり同じじゃないですか、はつきり国家行政組織法に違反しているのです。これは前の三十六年のときの議論と全く中身は同じ。だから三十六年のときには、全部のいろんな審議が結局最終的には総理大臣まで来て、そしてこの委員会でもやられてはならないということになったのです。同じ問題を繰り返しているじゃないですか。私はちゃんとした答弁いただかないと納得できませんよ。

○政府委員(伊藤圭一君) ただいま先生からお話ございました委員を委嘱するということではなくて、御意見を伺わしていただきたいということをお願いに上がったわけでございます。

それからなお、その討議の内容は、客観的にそこで事務局がまとめたけれども、各先生方の個人の御意見というものを別にお聞かせいただきたいということ、それにも書いてございしますように、各人が署名入りで御自分のお考えといふものを敷衍してくださつたことになっております。

○釜山昭範君 私は、だからさきの委員会でも、質問する前に一つずつ聞いているのです。あなた方は、防衛を考へる会といふのやいろいろつくるから、私は、こういう会をつくる、それで防衛に関するいろんな意見をお伺いする、その委員になつてもらいたいということをお願いに上がったのかということ、私は、私はずいぶん前の委員会を確認を

した。いま伊藤さんがおっしゃつた答弁とはちよつとニュアンスが違いますよ、ちよつとだけ。私は前の委員会でも、だから確認をしておるのです。少なくとも行政管理局はこの問題ではどう考へておるか。

○政府委員(小田村四郎君) この通達にもございしますように、「その都度参集者に参集依頼状を発して開催するのは」「随時行われていゝところであるが、」「参集者に委員、参与等を委嘱すること等は疑惑を招くおそれがあるのでは適当でない。」「このういふことになっております。そこで、防衛庁が考へる会に御出席をお願いするために各委員に御依頼申し上げる」といふことは、これはやむを得ないことであらうかと思ひます。問題は、その委員を委嘱するといふ、これは一つの通常要式行為でございますけれども、そういうふうな行為をすることは適当でない、こういう意味でございます。

○釜山昭範君 あなたそんなことを言つたらますますすくなつてくる。防衛を考へる会の場合には、防衛問題について毎回違う人を、今回は十人なら十人、こういう人を集める、この次はこういう人を十人集める、この次はこつち側の人を十人集める。その都度違う人がこの防衛の問題を防衛庁長官なりにいろいろ建議した。これならこの八条を逃れることはできます。今度は違うんですよ、同じ人ですよ、全部初めから。六回会合開いていますが、六回とも同じ人が来ています。ところが八条機関の人と違うんですか。こういう問題がこれだけあつても、あなた方はまだこの八条機関には全く違反をしないと、ここまで強弁するのなら、私はますますこの問題は納得できませんから、委員長、この問題は重大問題として、私は今後この問題はやりまされども、当委員会ではこの許可の問題をきょう審議終了するのは反対です。この問題についてはもう明確な問題なんです。今後こういう問題については行政管理局として厳格に取り締まる立場にあるんですから、そういう約束をしているんですから、過去にも。だからこういう疑惑を招くようなことはやらないといふ通

達まで出してあるんですから。にもかかわらずあなたの方の答弁が、そんな全く違反しない、しかも私的諮問機関が四十数個にふえておりながらまだチェックしようしないという姿勢は、私は行政改革を進める行政管理局としての姿勢がなっていない。納得できませんよ、そんな答弁では。どうなんですか。

○政府委員(小田村四郎君) おしかりをいただきまして大変恐縮に存じておる次第でございますけれども、私どもとしては、あくまでもこの行政組織法八条の審議会等と、それからいわゆる懇談会等とは峻別してまいりたいといふことで従来から一貫してまいつてきております。ただ、懇談会の運営等につきましては、あるいは不十分な点があつたかもしれないといふふうに考へますので、各懇談会の実態を調査いたしまして、もし審議会類似の運営の仕方をしておるといふようなものがありますれば厳重に注意してまいりたいと考へます。

○釜山昭範君 そんな答弁ではね。そういうふうな審議会と峻別してまいりたい、八条機関と懇談会とは全部峻別してきつちとしてまいりたい、違反しているものがあればちゃんとしたい。現実には具体的に例を挙げているんじゃないですか。防衛を考へる会についてはどう考へているんだ。現実にはこれだけの私的諮問機関があつて、そういうふうな中でもこういうふうには答申しきまものが出てくる。三十六年のときにも現実に答申出しているところがあったのでしよう。多少は違うにしても、これはもう中身は全く八条機関で出しているのと同じじゃないですか。大臣のとらえ方だつてそうですよ。この中身をポスト四防にどういふぐあいに反映させていくかといふ問題について、八条機関である答申の中身とこの大臣の基本的な考へ方とは全く一緒じゃないですか。私は、そういう点から考へても、もうちよつとちゃんとした答弁をもらいたい。

○政府委員(小田村四郎君) 防衛を考へる会につきましてはの例示をいたしたいわけでございます

が、この会は、発足の当初から各委員の御意見を自由に表示していただいて、それを防衛庁として今後の施策の参考にいたしたい、こういう趣旨で始められたものと承知いたしております。で、「討議のまとめ」という章がございますが、これはこういうようなことが一般的な意見であつたので、この意見がまとまっても、意見がまとまるのが適当でないということも言うことはできないわけでございます。審議会、つまり行政機関としての意思決定ではないわけでございます。この後半の方にいろいろまた各人の御意見が出ておるようでございますが、それぞれニュアンスの相違があるわけでございまして、私どもは、これは審議会としての運営をしたものではないと考えております。

○峯山昭範君 第一部はこれは何だ。第一部は一体だれの意見なんですか。防衛を考える会としての意見でしょう、これは。要するに、私はたまたまもう言いませんけれども、八条機関の審議会やなんかと全く同じじゃないですか。防衛を考える会としての意見でしょう、これは。だれの意見なんですか、この第一部は。これは防衛を考える会の委員の皆さんが議論をして、その議論の中からまとめたものでしょう。ということは八条機関で言う答申と全く同じじゃないですか。そういう性格を持つていないじゃないですか。答申そのものではないにしてもそういう性格を持つていないじゃないですか。だから長官もちゃんとこの中身について、「結果は、私が期待した以上だった。参加してくださった委員の方たちの終始変わらない熱心な討議には、私をはじめ防衛庁の幹部のものも深い感銘を受けただけでなく、その内容は極めて有意義だった。」だから「提案されたさまざまな意見は、できるだけ今後の防衛政策に反映するつもりである」、こういうぐあいにはちゃんと答申しているじゃないですか。したがって私は、八条機関で言うその答申と全く——全く同じことは言えないかもしれないけれども、少なくともその八条機関で言う答申と類似のものじゃないですか。あな

た方がいまたこの点を言い張ろうとするならば、これは私はこの問題については、これはとてもじゃないけれども——大臣は一体どうお考えなんですか、この問題について。少なくともこういうふうな問題は、国家行政組織法をきちんと運営していく立場にある大臣として、これはもうちよつときちつとした答弁をしてもらいたい。

実は私の持ち時間がもうありませんので余りできませんけれども、少なくともこの問題ははっきりしていただかない限り、今後の行政改革とか、こういうのは幾ら口先で叫んでも進まないということなんです。私はこういうのをつくるのが反対と云うのじゃない。つくるのならつくるできちつとすればいいんです。きちつとした手続をとつてやればいいんです。そんなことをしないで、要するに私的諮問機関なんという、私のそういうふうなゆるゆるな国家行政組織法に違反した、こういうようなのがまかり通つてはならぬと言つてのんですよ。現実にはこういう問題がいろいろあるじゃないですか。行政官理庁は許可しないから、名前を変えて現実には存在している役所がいっぱいあるじゃないですか。そういうのを許してはならぬという現実の厳格な姿勢がないから、各省庁は行政官理庁をなめていられるんじゃないですか。現実にはそういうのはいっぱいあります。だから、それだけの厳しい姿勢を持つて行政官理庁は行政改革というものに取り組んでいただきたいと私は思うのです。だからこれだけ厳しく言つていい。もうちよつときちつとした答弁をいただきたい。

○國務大臣(松澤雄藏君) ただいままでの御質疑等を聞かせていただいておりますが、厳しい態度で臨んでいくことにおいては御質問者や何ら意見は異にするものじゃないのであります。しかしながら、ただいまの問題で、懇談会をやめたらどうかとか、あるいはまた違反ではないかと、厳格に取り締まったらどうかというふうな御意見等もあるようでございまして、しかし実際問題といたしまして、私たちが考えますと、現実の諸問題としての立場から考えていって

も、この問題が直ちに法律それ自体から生まれたものだというふうには考えにくいというふうなことを申し上げておるわけであります。こういうふうな点からいまして、率直に申し上げまして、いまお話のございました点等は十分に心得をいたしまして、今後ともいまの御質問のような要領のもとに検討を加えて、そしてできるだけ早目に、少しでもよいような方向に取り扱つていきたい、いわば厳格に取り締まつていくようにしたいものだ、かように考えておるわけであります。

○峯山昭範君 大臣もまだ相当次元の低いことを言つてゐる。何も私は防衛を考える会をやめろとか、そんなことを言つてゐるのじゃない。国家行政組織法という一つの法律があるわけですから、その法律に基づいてそれぞれの省庁はその審議会なり懇談会をつくれという法律がこの八条の法律でしよう。だからこの八条に基づいてきちつと法律を運用して、この防衛を考える会なり何なりをきちつとやれと言つてゐるのです。法律に基づかない会というのが余りにも多過ぎる。早く言つたら脱法行為ですよ、これは。だからこういうような脱法行為は今後やめると、どうしても急いでやらなくちゃならないのならばきちつと出せばいいんです。そういうふうにはしないと、この脱法行為のゆるゆるな私的諮問機関というのがどんどんふえる、現実には。昔は四十幾つもなかったのです、こんなのは。少なくとも脱法行為に近いような形でこういうような四十幾つも私的諮問機関ができておるわけです。こういうようなものについても必要なものと必要でないものとあるでしょう。ですから、どうしても必要なものはきちつと処理をして、そしてこの国家行政組織法に基づいた運営を私はしてもらいたい、こう言つておるわけです。特に防衛を考える会については、現実には、具体的なもう中身全部そうです。たとえば先ほどから何回も言つてゐるうちに、この答申の中身、答申と違つて言うかもしれない、答申というふうな意思決定はしてないと言つてもいいけれども、現実にとりかかるとして出てゐる、これが一つ。それ

から委員の任命の問題にしても、現実に事務次官と参事官が二人もお願ひに行つてゐる。お願ひに行つてゐるんです。しかも一回だけじゃないんですよ。委員そのものも毎回違う人じゃなくってずっと同じ人です、初めから。これ全部八条機関に言う委員の任命の仕方と同じじゃないですか。八条機関の委員の任命でもこんな丁寧なことしないで、電話でお願ひしてよろしいですかと了解とつてやることあるんですよ。それで、一つ一つ、この八条に違反してゐることは明確なんです。だから私はこういうふうなことは今後やっぱりに厳に慎んでもらいたい、こういうふうないわゆる私的諮問機関というのは、やっぱりきちつとしたけじめをつけて今後行政を運営していただかないと行政改革の意味がないと私は言ふんです。もう一回大臣の答弁をお願ひします。

○國務大臣(松澤雄藏君) ただいまの御意見もつとだと思ひますので、十分に注意をして、いまの御要望の点を把握しながら厳格に取り締まりをするような形で持つていきたい、かように考えます。

○峯山昭範君 まあこれ以上やつてもあれですが、いすれにしてもこの問題については、特に国家行政組織法というのはいわゆる国会での審議権の問題といつとも絡み合つてゐるのです。ですからわれわれのたとへば内閣委員会に法案が出てこない、結局国家行政組織法を改正するという意味もそこにあるわけですから、われわれのこういう内閣委員会が議論するということと非常に重要な関連があるわけです。したがって、私は国家行政組織法の運営という問題については今後ともやっぱりに厳格にやつていきたい。それで、各省庁の審議会とか私的懇談会なんというのがどんどんふえていく。こういうふうなやり方では私は非常に困りますから、これは今後ともきちつとしてもらいたい。

それから、もう一点だけお伺ひして私の質問を終わりたいと思ふんですけれども、もう一つは地方事務官の問題です。地方事務官というのは、こ

これはわが内閣委員会でも過去にも何回も議論されてまいりました。特に三大臣の申し合わせです。もうたまたま内閣委員会でも確認をされたことです。事務官を廃止するという点については、もう当時の労働大臣なんかも内閣委員会に来まして、ことしの三月までに決着をつけると、こういうふうな話が出ていたわけですね。ところが、現実には地方事務官をふやすと言ったわけですね、最近の新聞報道によりますと。これは三百三十五人もふやすという方向が現実には事務次官会議で、すか、そういうところが出ています。私は、これは一体現在の三木内閣、こういうような問題についてどう考えているのか。それでまた、しかも行政官庁はこの問題についてどう取り組んでいるのか、この点について伺いたい。

○政府委員(小田村四郎君) 地方事務官制度の問題につきましては、先生から御指摘がございましたように、各省間で従来から協議を重ねておるところでございます。地方行政委員会の附帯決議の点もございまして、できるだけ速やかに解決をいたしたいというところで、なかなかむずかしい問題でございますが、一生懸命努力しております次第でございます。ただ、先般出ました政令による増員の点でございますが、これは五十年の予算で決められました増員を行ったわけでございまして、地方事務官の内容でございまして社会保険事務所にいたしましたも、職業安定行政にいたしましたも、それから陸運事務所にいたしましたも、いずれも業務量がきわめて増大いたしておりますので、この制度問題とは別にある程度の増員はやむを得ないと考えておる次第でございますので、その点はひとつ御了承をいただきたいと存する次第でございます。

○山田昭範君 それは当然行政需要がふえているわけですから、その中でそういう定員をふやさないわけにはいかない点、それは当然だと私は思うんです。しかしながら、抜本的にこの問題を解決するということについてはもうたびたび言明しているわけですが、あなたもいま速やかに解決するとい

うふうにおっしゃったが、具体的にどう解決するんですか、いつごろまでに解決するんですか、どうなんですか。

○政府委員(小田村四郎君) 御承知のとおり、この問題は業務の内容あるいは職員の身分に關します非常にむずかしい問題でございます。先般予算委員会でも総理が、次の通常国会を目途に解決するように努力したいという御答弁をされたわけでございますが、私もどもどもと極力その方向で努力をしておる段階でございます。具体的には、たゞいま政務次官会議で関係政務次官がご集まりいただきまして、この十月以来数回会合を重ねておられるわけでございます。ただ、問題が非常に複雑でございますので、各省間の意見の対立もまだ解けておりませんし、具体的な方向を打ち出すところまではまだいっておられないようでございますけれども、極力事務レベルにおきまして努力してまいりたいと考えております。

○山田昭範君 では私はこれで質問終わりますけれども、大臣、この問題はやっぱり前々から何回も議論になっております。しかも、いま局長おっしゃったように問題が複雑だと、こういう話、確かに複雑なんです。複雑であればあるほど、これは行政官庁がやっぱり乗り出していつてちゃんとしなさいと解決しないと思うんです。しかも、次の通常国会をめぐるといふ話ですが、この点もあわせて、これはたびたびこういうふうな、いつをめぐるといふことをめぐるといふ何回か約束をしておられるわけですか。次の通常国会をめぐるといふのは今度は間違いのないかどうか、これもあわせて大臣のきちつとした答弁をいただいて私の質問を終わりたいと思うんですが、どうですか。

○国務大臣(松澤雄蔵君) ただいま私どもの方から御答弁申し上げましたとおりでございますが、現実の問題として、従来何百名であらうと決定するような場合はもっと早目に決定しておつたのじゃないか。すでに予算関係においては本問題等が通過しておるような現況でもあるし、いまさらこれをやめろと言ったところでやめられるものでもないか。そういう点から、早目にやればよかったものを今日の段階、すでに十二月に入つた段階において三百三十五名というものを増員したというふうなことはまことにけしからぬではないかというふうな意見を、私から閣議に、直後でございますがすでに申し上げておつたところでございます。これに對しまして総理大臣みずから、何とかして次回においては、いわば昭和五十一年度においては極力それを決めるようにしたいから御了承を賜りたいと言わなければかりの態度でございまして、私もその場は引いてまいつたのでございまして、確かにいまのお話のように、現実の問題として、そのような問題でございまして、ただに確実な回答というものはつきり私たちが自體の手においてなしに得るものではないだけに、特にそのときには、自治大臣がその衝に當つてやつてもらいたいというのを私自身が申し上げたほどでございまして、自治大臣は真剣になつてやつていきたいと、真剣になつてやつていきたいとあなたも言われたけれども、あなたの方で提案した問題にやなかつたのかというふうなことまでつけ加えて申し上げたほどでございまして、いま私の方で御答弁申し上げたように、確実なものとしては言い得ないにいたしましたも、来年度においては極力地方事務官というものの定員増は慎重にいたしたいという気持ちでおることは現実でございまして、さうやうに御了承を賜りたいと、かように思います。

○太田淳夫君 私は、今回の許認可の整理に関する法律の審査に当たりまして、二、三の点について質問したいと思つております。特に今回、都市計画法とか、あるいは住宅金融公庫法とか、住宅地区改良法とか、住宅問題に關連する法律の制度がありまして、それに関連して住宅問題について質問したいと思つております。

でもなかつたと思う。そういう点から、早目にやればよかったものを今日の段階、すでに十二月に入つた段階において三百三十五名というものを増員したというふうなことはまことにけしからぬではないかというふうな意見を、私から閣議に、直後でございますがすでに申し上げておつたところでございます。これに對しまして総理大臣みずから、何とかして次回においては、いわば昭和五十一年度においては極力それを決めるようにしたいから御了承を賜りたいと言わなければかりの態度でございまして、私もその場は引いてまいつたのでございまして、確かにいまのお話のように、現実の問題として、そのような問題でございまして、ただに確実な回答というものはつきり私たちが自體の手においてなしに得るものではないだけに、特にそのときには、自治大臣がその衝に當つてやつてもらいたいというのを私自身が申し上げたほどでございまして、自治大臣は真剣になつてやつていきたいと、真剣になつてやつていきたいとあなたも言われたけれども、あなたの方で提案した問題にやなかつたのかというふうなことまでつけ加えて申し上げたほどでございまして、いま私の方で御答弁申し上げたように、確実なものとしては言い得ないにいたしましたも、来年度においては極力地方事務官というものの定員増は慎重にいたしたいという気持ちでおることは現実でございまして、さうやうに御了承を賜りたいと、かように思います。

○太田淳夫君 私は、今回の許認可の整理に関する法律の審査に当たりまして、二、三の点について質問したいと思つております。特に今回、都市計画法とか、あるいは住宅金融公庫法とか、住宅地区改良法とか、住宅問題に關連する法律の制度がありまして、それに関連して住宅問題について質問したいと思つております。

○太田淳夫君 私は、今回の許認可の整理に関する法律の審査に当たりまして、二、三の点について質問したいと思つております。特に今回、都市計画法とか、あるいは住宅金融公庫法とか、住宅地区改良法とか、住宅問題に關連する法律の制度がありまして、それに関連して住宅問題について質問したいと思つております。

○太田淳夫君 私は、今回の許認可の整理に関する法律の審査に当たりまして、二、三の点について質問したいと思つております。特に今回、都市計画法とか、あるいは住宅金融公庫法とか、住宅地区改良法とか、住宅問題に關連する法律の制度がありまして、それに関連して住宅問題について質問したいと思つております。

ちよつとお聞きしたいと思つております。

○政府委員(鈴木博君) お答え申し上げます。過去におきまして住宅に關する行政監察は二回ほどいたしておりますが、第一回は勧告を四十年七月に行いました。第二回は四十六年二月に行いました。

○太田淳夫君 特に最近、住宅公団、公営住宅等で、せつかく建築はされましたけれども、入居者が集まらない団地であるとか、あるいは公害のために入れない団地であるとか、あるいは水が出ないために使えない団地、そういうのが問題になりました。それらについてもどのような監察結果をお聞きしたいと思います。

○政府委員(鈴木博君) ただいま御指摘のございました点、災害と關連しての住宅の実情につきましては、現在までのところまだ調査はいたしておりませんが、今後建設省等とも、十分事情等を聞きましてどういふふうにするかということも考えていきたいと思つております。

○太田淳夫君 そうしますと、やる予定があるわけですね、今後。

○政府委員(鈴木博君) 第一次責任行政官庁の方の実情、実態を把握いたしておりますその実情等を私も調べました上で判断してまいりたいと存じます。といひますのは、第一次責任官庁であります建設省等が、どのような態度なり方針なりでこの問題に臨んでいるかということを一応確認した上で行政監察するかどうかという点を判断したいと思つております。

○太田淳夫君 そうしますと、その確認の作業はいつごろまでにやる予定ですか。

○政府委員(鈴木博君) 年内にでも、建設省の方の考えなりあるいは実情なりというものを聞きしたいと思つております。

○太田淳夫君 その結果は公表されるのか、どのようなお考えを持っておられるかちよつとお聞きしたいと思つております。

○政府委員(鈴木博君) 現在のところ、まだその事情を把握いたしておりません關係上、この席で



もつて、どうするか、行政監察するか、するとすればいつごろになるか、あるいは調査にとどめるかというようなことは、今後の問題としてひとつ余裕をお与えたいと思います。

○太田淳夫君 それでは、私も調査しました具体的な問題をお話ししたいと思います。住宅公団お見えになっていきます。

まず、北区の豊島五丁目団地の土地の取得のいきさつ、あるいは団地建設の経緯というものを説明していただきたいと思います。

○参考人(上野誠朗君) 北区にございます豊島五丁目団地と私も言っておりますが、元日産化学の工場の跡地でございまして、この団地は四十三年から四十四年の九月にかけまして約五万坪の土地を買収いたしまして、そこに四十五年、四十六年度事業といたしまして、千九百五十九戸の住宅を建設いたしました。

○太田淳夫君 豊島五丁目団地は日産化学の土地を取得されたわけですね。この日産化学という会社は何を製造されていたのかとお聞きしたい。

○参考人(上野誠朗君) 硫酸、化学肥料、農薬、そういったような関係でございます。

○太田淳夫君 この団地で最近問題が起つております。そのことは御承知でございますね。どのような問題がありましたかお聞きしたいと思います。

○参考人(川口京村君) 最近、北区の方で土壌調査いたしました結果、水銀が相当量出てきたと、そういう問題がございまして、入居している方に相当不安を与えたと、そういうことが十月にございました。

○太田淳夫君 いま水銀が出てきたというお話ですが、私たち調査しましたが、水銀ばかりじゃなく砒素も検出されているということですね。ちよつとここで話しますけれども、たとえば表土と、それからグラスト舗装されている場所がございまして、代表的なものをちよつと申し上げますと、豊島北中学校、ここでは鉛が一七六三PPm、全水

銀が一三・四PPm、砒素が三〇三PPm。豊島西小学校の校庭では鉛が二一〇二PPm、全水銀が一四・六PPm、砒素が二三八PPm。豊島東小学校、これは二カ所ですが、一カ所では鉛が三〇八、全水銀が二・六六、砒素が六五、もう一カ所では鉛が九三三、全水銀が二・三〇、砒素が六一・一と、このような状態です。また団地内の芝地では、三カ所これは調べましたけれども、それぞれ鉛、全水銀、砒素の順で申し上げますと、一カ所では四八四、七・五三七、五九・五、もう一カ所では五一・四、鉛が水銀が〇・八一、砒素が二七・八、もう一カ所では鉛が七四・八、水銀が二・〇八、砒素が一四・五と、これは表土の部分です。その表土から一メートル下の部分でも、

ひとついところは、豊島西小学校の校庭では鉛が七五・六PPm、水銀が一七・八PPm、砒素が二八・八PPm、こういう状態です。またグラスト舗装されている場所におきましても、これは豊島西小学校、鉛が二二〇PPm、それから水銀が四九・八PPm、砒素が三二・五PPm。豊島東保育園、鉛が八六・二PPm、それから水銀が〇・四六、砒素が二五・一。東豊島公園芝生公園ですが、これは鉛が一四七、水銀が一・五〇、砒素が二六・三。団地内の二号棟の東側の遊び場におきましては、これは鉛が六二六、水銀が五・七六二、砒素が三三・七、こういう状況です。非常にこういった有毒物質がほかにたくさんございまして、考えてみると恐ろしい数字で発見されているわけですね。確かにいま公団側のおっしゃったように住民は非常に不安に陥っております。そこで、公団はこの点につきまして調査されたかどうか、それをちよつとお聞きしたい。

○参考人(川口京村君) 北区の調査とあわせまして公団においても調査いたしました。で、いまの数字はたしか北区に移管いたしました小中学校あるいは公園の数値だと思っております。それで公団におきましても、公団の所管しております地点を調査いたしまして、いま先生がおっしゃいましたと似たような数字が検出されております。

○太田淳夫君 公団はその調査の結果をいまお持ちですね、公団側として調査した結果を。

○参考人(川口京村君) 現在手元にございます。申し上げますか。――公団側の調査いたしました点につきましては、まず鉛につきましては平均して約一〇〇〇PPmです。最高が二九一二になつております。全水銀が平均して六、最高が一二・四九でございます。それから砒素が平均三〇〇、最高が六五・三。それから亜鉛が七〇〇、これは平均でございます。最高が一八六〇。それからマンガンが平均八〇〇、最高が三八五八。それから全クロムが平均六〇〇、最高が一〇〇・六でございます。それからカドミウムが平均五、最高が一・二。

以上でございます。

○太田淳夫君 まあそういう状況で非常に大変な数字になつておるわけでございますが、公団が調査されたのはどの部分ですか。

○参考人(川口京村君) 場所を申し上げますと、一号棟東側遊び場、これはグラスト舗装でございます。それから二号棟東側遊び場、これはグラスト舗装のところですね。それから三号棟南側遊び場、その次が五号棟東側遊び場、それから八号棟東側遊び場、それから十号棟南側遊び場。

以上でございます。

○太田淳夫君 そうしますと、学校用地については公団としては調査をされたのかされないのかお聞きしたいと思います。

○参考人(川口京村君) 学校用地は直接公団では調査しておりません。

○太田淳夫君 しかし、この学校の用地についても、公団が取得をして区に譲渡をしたんじゃないですか、どうですか。

○参考人(川口京村君) この問題が起きたのが譲渡して後からでございますので、区の方の現在所有地になつておりますので区で調査をする。これは区と打ち合わせまして公団の調査する場所、それから区の調査する場所と分けてやりまして、ただ、調査する機関につきましては区と同

じ機関をお願いしてやっております。そういうことでございます。

○太田淳夫君 そうすると、すでに譲渡済みの土地であるから公団としては検査しない、区に全部任したということですね。

○参考人(川口京村君) そう形式的に考えたわけではございませんで、ただ調査をするということにつきましても、それぞれの持ち分を相談して行つた、そういうことでございます。

○太田淳夫君 しかし、学校用地としてその土地が適当であるかどうかということをお判断して提供したのは公団側ですね。

○参考人(川口京村君) まあこれは当然区と相談いたしまして、希望の場所を相談してお譲りしたわけでございます。ただ、だから公団に全然責任がないとか、そういうことは別問題でございます。ただ公団が言つたからと、一方的に区に提供したというわけではございません。

○太田淳夫君 そうすると、北区の調査結果も公団ではつかんでおるわけですね。

○参考人(川口京村君) 北区から報告を受けております。

○太田淳夫君 そこで、表土の中で、先ほどもちよつと私の方も発表いたしました、公団の方からもデータも発表されましたけれども、一番有毒物質の多い場所というのはどこですか。

○参考人(川口京村君) これは、公団のいま調査いたしました範囲におきましては、先ほどの最高値のところを申し上げますと、鉛につきましては一号棟東側遊び場でございます。それから全水銀につきましては十号棟南側遊び場、それから砒素につきましては八号棟東側遊び場、それから亜鉛につきましては八号棟東側遊び場、それからマンガンにつきましては五号棟東側遊び場、全クロムについては八号棟の東側の遊び場、それから同じくカドミウムについては八号棟東側遊び場、いずれもこの最高値というのは表土ではございませんで、地表から一メートル下の部分でございます。

○太田淳夫君 そうすると、地表の一メートル下

でもそういったデータ、すごいデータがあるわけですね。で、その小学校の校庭については区は調査したわけですが、その区側のデータをいまお持ちごさいますか。校庭で一番含有量の高いところをちょっと言ってください。

○参考人(川口京村君) 区側のデータ、ここにご  
ざいますが、それによりますと、豊島西小学校ナ  
ンバー1という地点なんでございます。これはは  
つきりどの地点かよくわかりませんが、そこに  
おきましては全水銀が七七九PPmとなっており  
ます。それからあと数値の多いのが鉛というのが、  
これは間違いました。保育園の方です。小学校の  
方で注目すべきなのはいまの全水銀の七七九とい  
うのがございます。それから砒素が一つございま  
す。これが同じナンバー1の地点で二六〇一、そ  
れから鉛につきましては小学校のところでナン  
バー2のところに七一五六という数値が出ており  
ます。

以上で閉じます。

○太田淳夫君　そうしますと、かなり校庭とか遊び場とか、一番子供たちが遊び戯れるところがそういうった危険な物質が非常に多いということですね。まだ建設以来三年でございまして、いろいろなそういう被害の発生というものはありませんけれども、しかし、そのような有毒物質が地表に異常な露出をしている場所もあります。非常に住民というのは不安におのいておるわけにございまして。そういう土地を取得して住宅を建設した、あるいは学校用地として提供してきた、その公団の当局として、現在その土地について、果たして住宅適地であったかどうか、その点をどのような認識を持っておるか、ひとつお聞きしたい。

○参考人(川口京村君) まま非常にむずかしい問題でございまして、確かにいまの数値につきましては、基準はございませけれども相当量多いとは思われるわけです。それで、公団といたしましては、環境庁の水質保全局なり土壌農薬課あるいは公害課なり都の公害委員会等にいろいろ問い合わせるわけでございますけれども、現在人

体にとの程度の影響を及ぼすか、あるいは許容限  
界について、はっきりした数字なりはいただいて  
おらないというのが現状でございます。そういう  
ことから、まあ果たして適地であつたかなかつた  
かという判断はいまのところはよくわからないわ  
けです。また、これが今後、たとえば上にアスファ  
ルトを張るなりしておさまるものかどうかといふ  
点もはつきりいたしませんので、まあ適地であつ  
たかどうかという判断につきましては、現在は  
ついておらないというのが現状でございます。

(大田)汚染がしきりあります。六ヶ所村のことで問題になっております。それと軌を一にしてこういういった問題が起きたわけでございますが、現在のそういった状況を踏まえて、まあ基準はないといまおっしゃった。いろいろと連絡とり合っているということもお話ありましたけれども、その日産化学というのは、先ほどお話があったように硫酸であるとか、そういう劇薬をつくっております。で、確かにそういった有毒物質が廃棄物としてそこに廃棄されていたということも前からわかってみえると思いますけれども、そういうところに住宅を建てた、あるいは学校用地として提供した。特に一番ひどいところ、いろんな廃棄物が一番捨てられたところを小学校の用地として割り当てたんじゃないかというようなことも言われておりますが、そこでいろいろ考えてみますと、公団当局として、もう一度現在の土地が住宅適地であるかどうか、そこをちゃんと聞きしたいと思っています。

○参考人(川口京村君) 現在は区と打ち合わせしておりまして、さらに重点的に調査を続行していきたいと思っております。それから、区なり都の公害局の指導を受けてとりあえずの措置というものをやっていきたいと思っております。

それから、現在調査いたしましたのは土壌調査だけではございませんで、区の方では中学校の生徒の健康診断を行っております。それから公園の方では貯水槽なり水質検査等を行っておりますので、そういうことで対処していきたい。なお国の

方なり都なりの指導方針が出ましたならばそれに従つて措置していきたい、そういうふうと考えておるわけです。ですから、住宅地として適当であつたかどうかと、こういう不安を与えたということからは反省しなきゃならないと思われるんですが、これがどの程度の人体に影響あるかという点につきましてはいま少し時間が必要ではないかと、そういうふうに通つております。

○太田淳夫君 私は、こういう土地というのは住宅に適当な土地ではないと、このように思います。確かにそこに住んでいる人たちが非常な不安におびえているということをとってみても、もう適地じゃないとはつきり言えると思います。この公園の団地の募集の中にも、「この団地の周辺には化学工場、製鋼工場あるいは石油貯蔵所あるいは都の清掃作業所等があり、臭気、騒音、煙等の影響を受けることがありますので御了承ください。」と、こういうことがありますが、現在あらわれできたような有害物質のことについてはこのときには触れてなかった。しかし、いまこうして、特に学校の用地であるとかあるいは子供さんの遊び場所にとこのような有毒物質が非常に含有されている。もしもこういうことで将来にかけて、いろいろな人体に影響あらわれてくるということもいまわからぬとおっしゃった、実際には基準がないしわからぬというお話でございますけれども、そういう点から見ても私は適当な土地じゃなかったと、このように思うわけですけれども、もう一度答弁願いたいと思います。

○参考人(川口京村君) 非常に不安を与えたという意味からすれば、不適当ではあったと思われると思われんですが、結局、直接はだに触れるということを防げば、どの程度影響があるかという点につきましては、環境庁その他にいろいろ問い合わせしておるわけですけれども、まあ確たる御返事を得られないというのが現状でございます。そういう点からいきまして、われわれとしてはどう判断してよいか、現在は判断下せないというのが状態でございます。

○太田淳夫君　ですから、まあ土地が非常に入手できない。したがって、こういうところに建てられるということも公団としてのそのお気持ちもわかりますけれども、しかし、そういう有害物質があることによって不安におのき、そして生命の危険というものにおびえなきゃならないような、そういうような中で人が暮らさなきゃならないということとは、これは基本的に問題があるんじゃないやないかと思うんです。公団としても、そういう団地を建てる場合にはいろんな基本的な考えをお持ちでしょう。その中に快適な環境をつくるということとが含まれているんじゃないですか。

そうしますと、そういうった地表における有毒物質の、たとえば東京都における平均の値というのはどの程度であるか、御承知ですか。

○参考人(川口京村君) 東京都の土中にとりいり含有量が普通であるかというのは存じませんです。

○太田淳夫君　まあ私たちの調べによりますと、東京都の平均値というのは、鉛では七六PPm、水銀では〇・三六PPm、砒素では三・五四PPmと、これが大体東京都の表土の平均値ですが、これから比べてみても非常にこれは高い含有度になっているわけです。それさえ知らないということとは本当にどうかしているんじゃないか、このように私思ふわけです。

それでは、この土地の取得について、その金額というのはどのくらいだったか、ちよつとお聞きしたいと思います。

○参考人(上野誠朗君) 当時、四十四年当時で平米当たり二万五千七百円で買収いたしました。  
○太田淳夫君 総額ですと幾らになりますか。  
○参考人(上野誠朗君) 約四十億になると思います。

○太田淳夫君　四十億というお金は、これは国民のお金で購入されたわけですが、それだけの国民のお金を使っている、そこに住んでいる人たちがい言った非常な不安におびえるような環境にあつて、そのまま放置していいのかどうかという

○参考人（上野誠朗君） 当時、四十四年当時で平米当たり二万五千七百円で買収いたしました。

○太田淳夫君 総額ですと幾らになりますか。

○参考人(上野誠朗君) 約四十億になるといいます。

○太田淳夫君　四十億というお金は、これは国民のお金で購入されたわけですが、それだけの国民のお金を使っている、そこに住んでいる人たちがい言った非常な不安におびえるような環境にあつて、そのまま放置していいのかどうかという



ことですが、これは問題だと思ひます。公団としては、今後どのように具体的に対処されるか、明確に答弁していただきたいと思ひます。

○参考人(川口京村君) 一応、区と、それから公団で先ほどお話のありましたような調査をいたしましたのですが、さらに現在区と打ち合せ中でございますが、重点的に調査をいたしたいと思ひております。それから、とりあえずの措置につきましても、区なり都の指導を受けて覆土をふやすなりアスファルトを敷くなりやっています。それから、根本的な問題につきましてはなお専門家の結論を待つて対処していきたいと思ひております。それから水質につきましては、これは水道が入っているわけですから、公団の団地は一回水をためてから配給するものですから、そういう点を考慮いたしまして、少なくとも年に二回水質検査を常時これで行って、まあ口に入るものから、そういうことを行つて万全を期していきたいと、そういうふうな考へております。

○太田淳夫君 そうしますと、そういう方面の専門家を一応集めて、そういうプロジェクトチームをつくつて、その対策について徹底的に協議をして、実態調査を行いながら水質の面もあるいはPPMの地表の漸減を図つていく、そういう構想を持つてみるという事です。

○参考人(川口京村君) 特に公団で組織をつくるという考へは現在のところではございせんが、幸いに都の方で公害局の方に委員会がございまして、そこに専門の先生方が集まつておられるわけです。その先生方の御意見を伺つて対処していきたい、そういうふうな考へております。

○太田淳夫君 これは公団の能力以外の問題もあると思ひますけれども、やはり私考へますには、それは都とかあるいは区にいろいろと任しておかれるということも方法かもしれませんけれども、やはりこの土地を購入して、そして団地を建設されたのは公団だと思ひます。公団ですね。したがつて、公団もこれは重大な責任があると思ひます。東京都にそういうものがあるというお話だ

けじやなくて、公団としても何かしらの積極的なそういう姿勢というものを示さなければ、団地の住民たちがこれでは安心できないんじゃないか、このように思ひますが、いかがですか。

○参考人(川口京村君) ですから、先ほど申し上げましたように、手をこまねいて結論を待つていふということではございせんが、そういう専門家の意見を公団の方から聞きに行つて、その御意見によつて措置していきたい、そういうふうな申し上げているわけでございます。

○太田淳夫君 それでは、環境庁の方にちよつとお聞きしますが、先ほど公団の方から、環境庁にもいろいろとお聞きをしている、しかし基準がない、基準が決まれば適地であつたかどうかということも判断できるというお話がありましたけれども、環境庁の方としてはどうでしょうか。そういった表土の中に含まれている有害物質について、それが住宅適地であるかどうかということの環境基準というものはつくられるかどうか、ちよつとお聞きしたいと思ひます。

○説明員(荒木昭一君) 土壌の環境基準につきましては、土壌の汚染と人の健康との関係で考へてみますと、土壌の組成とか機能でありますとか、それから土地の位置、形状でありますとか、土地利用の態様がさまざまであるとか、非常に複雑でございまして、一律に基準をつくるというのが非常に困難な問題でございまして、しかしながら、先生の御指摘のように、やはり土壌について環境基準をつくるというものは、やはり環境保全行政上も重要な問題だと考へておりますので、いままでの科学的な知見をいろいろ集めたり、あるいは考へ方を整理いたしまして検討してまいりたいというふうな考へております。

○峯山昭範君 関連して。私、ちよつといまお伺ひしております、環境庁のいまの問題も非常に重要な問題だと思ひますが、先ほどから公団の方からもずいぶんいろいろ話が行つていふようですが、もう少しやっばり積極的に具体的に結論を出していただかないと、

先ほどから出てまいりました鉛にしても、これは最高一九二PPMです。それから砒素にいたしましても六五二PPMなんて出ていますね。こういうふうな、すべての重金属がこういうふうな重大にあらわれてくるということは非常に大きな問題だと私思ひます。やっばり環境庁としても、もつと本格的にこういう問題に取り組んで早急に結論を出さないと、現実にはそこへ住んでい入人たちの立場からすれば、これは重要な問題だと私思ひます。これは実質的に何かやっていますのですか。

○説明員(荒木昭一君) 私どももいたしましては、現在、都道府県が環境調査をいろいろやっております。そういう結果について、それからまた、環境庁でも微量重金属につきましていろいろんな影響調査をやっておりますし、そういう調査結果を踏まえて検討してまいりたいというふうな考へております。

○峯山昭範君 そんな抽象的なことじやなくて、これは北区の豊島のこういうようなのが具体的ににしているわけですね。これは要するに先ほどお話がございまして、小学校の校庭で水銀が七九PPM、砒素一六〇PPM、鉛が七五PPMと、こういうふうな具体的ににしているわけですね。しかも、先ほど公団の方からも発表がありましたように、遊び場の方も、これは鉛が二一〇PPMとか、相当大量の重金属が出てきているわけですね。遊び場並びに校庭というふうな、非常に子供さんがいわれる遊ぶ場所ですね、これはやっばり具体的にこの問題に取り組んでいられるんですか、環境庁どうなんですか。

○説明員(西村純幸君) いま住宅公団の豊島団地の問題が指摘されているわけでございますけれども、それに先立ちまして、六価クロム問題で大きな社会問題になったわけでございます。この土壌の汚染の原因といたしましてはいろいろありますので、先ほど、六価クロム問題、先般問題になりましたそれは、産業廃棄物の処分自体の問題でございまして、それで、産業廃棄物にしましては、

四十六年の九月から現行の廃棄物処理清掃法が施行されて、それ以降の分につきましては適正な規制をやっているわけでございます。それ以前のものにつきましては適正でないもののがかなりあつた。そういうふうな経緯がございまして、それでそういうふうな問題を契機といたしまして重金属による――重金属の中でも有害物質による土壌汚染の問題につきまして、いろいろ調査をやり検討しておりますけれども、さしあたりましては、現行の廃棄物処理清掃法の施行令に基づきまする廃棄物の基準がございまして、それを参考にしてよろしかろうかと当面考へておるわけでございます。

○峯山昭範君 もつと具体的に、きちつと答弁してもらいたいですね。豊島のこの問題について取り組んでいるのかと聞いているのです。現実に住宅公団から連絡があつたでしょう。連絡があつたんですか。住宅公団からの連絡、聞いていますのですか、これ。具体的にこれだけ重金属が出てきて問題になっているわけですね。環境庁は何かやっているのか、取り組んでいるのかと言ふのです。何か対策を講じようとしているのか、まだ何もしてないのか、どつちなんですか。

○説明員(荒木昭一君) 先生の御指摘の点につきましては、住宅公団の方からデータ等いただきました。検討をしておるわけでございますけれども、住宅公団からのデータは、重金属につきましてはすべてトータル形で、全水銀あるいは全鉛という形で出ておりまして、私どもが環境への影響を検討する場合に一番問題になりますのは、そういう重金属について可溶性であるかどうかという点でございまして、もし水に溶けるような形であれば、それが一面では地下に浸透しまして地下水を汚染し、公共用水域に汚濁を生じるとか、それから、あるいは植物に吸われて障害を起こすとか、こういう問題が可溶性の場合には非常に問題になるかと思ひます。しかしながら、今回の調査結果ではトータル形で出ておりまして、その辺がどうにも判断がつかないわけでございます。

で、一方、産業廃棄物の関係の方で有害かどうかという判定を下す場合に、いま施行令の方で、たとえて申し上げますと、六価クロムでありまうとクロム質の鉱滓なら鉱滓を水で浸出したしまして、その中に六価クロムが一・五PPm以上ある場合には有害である、こういうふうな判定基準がございまして、もし水に溶けるような形で検討がされておれば、そういう廃棄物の場合の有害かどうかという判定基準に照らしましてどうかという判定もある程度できるのではないかと、うに考えております。

○釜山昭範君 どうしてそんなにピン外れな答弁をするの。要するに、可溶性であるかどうか、人というところについては、これは皆さんが調べればわかることで、全水銀とか全鉛とかいう、そういう形で一応これは調査結果が出ておりますね。クロムについても平均六〇、最高で一〇〇PPmというのが出てくるわけですね。これはもちろん全クロムですから、六価クロムであるか何価クロムであるかわかりません。実際問題わかりませんが、六価クロムの場合一・五PPmでもこれはえらいこつちやというところになっているわけですね。現実には、現実にはこういうふうな結果が出て、あなたの方の答弁を聞いておると何もやっていないんじゃないですか、結局は、住宅公団も環境庁にお願ひしているみたいですから、環境庁は何もやっていないですよ。やっぱりこれは両方とも役所が本格的に取り組んでいただかないと——これはもつと大臣がなんかに出てきていただきたきと答弁していただかないといけませんよ。もうちよつとこういうふうな問題については、それが水溶性であるかどうか、可溶性であるかどうか、そんなことは私は専門じゃありませんからわかりませんが、全水銀にしたってですよ、それは有機水銀でなくたって、無機水銀であつたって有機に変わるといふことはあるわけですから、現実には水俣病だつてみなそうでしょう。そういう点から考えてみても、やっぱりこれだけの水銀が出てくるわけですね。大変なことですよ、実際問題。そう

いう認識を持って、やっぱりこういうふうな問題については、行政自体が六価クロムのことで忙しのかもしませんが、これはこれなりにきちつと取り組んでいただかないといけません。そこら辺のところ、まだ現在は取り組んでいないんだらうと、私は皆さんの方の答弁を聞いていて、そういう感じがしてなりませんけれども、今後この問題については、これだけ具体的に調べているわけですね。その調査結果についても住宅公団から先ほど発表がありましたように具体的に調べておられるわけですね。それは、いま直ちにそれが私は住宅の適地であるかないか、そんな判断は結構です。しかしながら、これだけの重金属が出てきて、有害物質が出てきて、人体に影響を与えるんじゃないかという不信が持たれているわけですから、やっぱり環境庁としては、これは本格的に取り組んでいただきたいと思ふんですがどうですか。

○説明員(西村純幸君) 確かに非常に重要な問題だと思ひます。さらによく実情等調査し、あるいは聞きまして、真剣に対策を講じてまいりたいと考えております。

○釜山昭範君 これは住宅公団からの報告が簡単な報告でいけなかつたかも知れませんが、いずれにしても住宅公団からもつと具体的に事情を聞いて、そして積極的にやっぱり取り組んでいただきたいと思ひます。

それから住宅公団の方も、これはもう少し有害物質という問題について、今度六価クロムの問題も出てきているわけですから、やっぱり本格的に取り組んで、政府の方に対してはもつと積極的に、私たちはやっているのだけれども、どうも政府がやってくれないといふこともあるのかもわかりませんが、やはり公団そのものが積極的に取り組んでいたか、これは問題が解決しません。したがって、この問題については、特に有害物質に対する対策に今後具体的にに取り組んでいただきたいというのがまず第一点。

それから第二点として、今後こういう問題については非常にこれは尾を引く問題でありま

す。特に、この補償問題等も出てまいります。こういうふうな問題については住宅公団はどうお考えか、これが第二点。

それから第三点として、少なくとも豊島の問題については、これは平米二万五千七百円で総額四十億で買収されたそうですが、買収される時点でこれらの重金属が含まれているということとを住宅公団は知つておつたのかどうか、この点明らかにしていただきたい。

それから先ほど理事の答弁の中で、特に水の問題が答弁にございまして、公団は一個所にためておつてその水を使っている、したがってその水の検査は年二回常時やるとあなたは答弁になりました。年二回やるといふのと常時やるといふのはだいぶ違うわけですね。年二回毎年やるといふ意味なのか、毎日ずつと続けてやっていると、ことなのか、これはどうなんですか。こういう点、あわせて御答弁いただきたい。

○参考人(川口京村君) 第一点の今後の問題でございしますが、これは区なり都なり環境庁とよく相談して対処していきたい、そういうふうに考えております。

それから、こういう重金属なり有害物質が含まれておるといふことは、買収時にはどうかつてはございしたけれども、公団は全然それを知らなかつたわけですね。

それから、先ほどの水質検査でございしますが、これはちよつと言葉があいまいでしたが、年二回毎年行つていくと、そういう意味でございします。それからもう一つ忘れましたが、補償の問題につきましては現在、当然先主である日産化学に要求すべきかどうか、これは検討中でございまして、まだ結論は出ておりません。といふことは、この補完措置がどの程度必要なのかどうか、そういう点がまだはっきりいたしませんので、いわゆる結論が出ていないと、そういうことでございします。

○釜山昭範君 最後に私申し上げておきますが、特にこういう問題はやっぱり早急に環境庁の方と

も積極的に打ち合わせをして、人体にどういふ影響があるか、どういふ補完措置をすべきであるか、早急に結論を出すようにしていただきたいと思ひます。

それから、先ほどの水の問題についても、一般の何もないところは、これは年二回の検査でも私はいいと思ふのですが、こういう問題になったところは検査回数をやすとか、そういうふうな、住民のいわゆる安全ということを守るために住宅公団として何らかの行動を起こすべきではないか、こういうぐあいと思ふのですがね。こういう点についても一週後で御答弁をいただきたい。

それからもう一点、最近の公団家賃は非常に高い。担当であるかわかりませんが、非常に高いという声が多々入つてくる。とてもじゃないけれどもあんな高い家賃じゃ入れない。もう少し安くできないかという問題があるわけですね。私たち質問いたしておりましたが、こういうふうな公害対策とか、そういういろいろな問題の費用がかさんでしまふから、そういう問題と絡み合わせると逆に私たちが言っていることが矛盾するわけでありまして、しかしながら、公団で安く住居を提供するといふことは私非常に大事なことで思ひます。そこで、公団は家賃を安くするための対策といふものは何か考えているのかどうか、日ごろから安い家をつくる、安いから安物だといふのじゃ困るのですけれども、そういうふうな意味で、何といひますか、安い住宅、安く住みやすい家を提供する、こういうことについて努力はしていられしやるのかどうか、私住宅公団に余り質問したことございませんので、こういうことを一週ちよつと聞いておきたいと思ふので、いかがです。

○参考人(川口京村君) 家賃の問題でございしますが、現在土地の方の値段は横ばいしない下がりぎみでございしますが、石油ショック以来建築費が倍に上がつております。それから、最近公団住宅が狭いという評判がございまして、ことしから全住宅は原則として三DK以上というふうな規

模の拡大をやっております。いずれもこれが家賃にはね返ってまいりまして、おっしゃるとおり高額になってきているわけです。ただ、これを歴史的に見ますと、大体公団の家賃といいますが、所得階層でいきますと三分位の中位といふところを目安にしております。それで公団発足以来、その年の家賃、平均家賃でございますが、それと、それから総理府統計による貯蓄動向あるいは都市労働者の所得の中に占める割合をたどっていきますと、大体二十年間のうちに一五、六%のところをずつと推移してきているわけです。ただ石油ショックによりまして非常に家賃が高額になりましたので、現在は傾斜家賃制度というのを採用しております。これは七年ないし十年間家賃を原価より下げまして、それで毎年五、六%ずつ上がっていくというようにいたしまして、何とかその一五、六%という数字は確保しているわけでございす。そういう点が一つございす。

それからもう一つ、家賃軽減の努力でございますが、土地についてはできるだけ安く手に入れるように努力はするわけですが、やはり交通が不便とか、いろいろ問題がございましてそこら辺が思うようにいかないわけです。それから、建築費につきましては、技術の合理化なりあるいはユニット化なり大量生産によるメリットは相当できておると思ひます。いわゆる民間マンションなり民間の鉄筋建築と比べて公団の単価は格安になつております。そういう努力は行つております。それから、もう一つ問題になりますのが、現在、公団の団地がございまして、地元市町村なり区なりに相当財政負担をおかけすることになります。その最も大きいのが小学校とか中学校の費用でございす。そういう点につきましては、関係各省の方から予算要求をしてもらひまして、立てかえ制度なり無利子据え置き期間なり、あるいは国の方からの補助なりをふやしていただくように努力しております。最近少しづつその成果が上がつてきておる、そういう状態でございす。それから、家賃の回収利息が現在一律五%に

なつておりますが、来年度予算要求の中には、この豊島五丁目のようなああいう面開発というの、あるいは市街地住宅というふうな非常に地価の高いところにつきましては、年利率の五分の回収を四分七厘なり四分一厘に下げていただくように、そういう要求をしておるわけでございす。そういう努力を重ねてはおると、そういうことでございす。

それから、水の検査につきましては、これは区の公害課と打ち合わせいたしまして、年二回で十分であろうという結論のもとに年二回としておるのでございまして、私も素人でございすけれども、専門家の意見でそうなつておりますので、これでいいのではないかと、そういうふうには判断しております。

○委員長(加藤武徳君) 午前の質疑はこの程度にとどめまして、暫時休憩し、午後一時十分に再開します。

午後零時三十一分休憩

午後一時二十三分開会

○委員長(加藤武徳君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

午前に引き続き、許可、認可等の整理に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○中村太郎君 最初に、靖国神社に対する天皇陛下の御訪問、参拝、これに関連しまして一、二お伺ひしておきたいと思ひます。

御承知のとおり、靖国神社に對しましてはいろいろな御意見があります。宗教法人であるとかないとか、あるいはまた、これが憲法違反であるとかないとか言われておるんですが、このことは別におきまして、ただ、考えますことは、一般の国民はそういうことは考えていない、あるいはこれはわつていないと私は承知をいたしておるわけ

でございす。もともと日本という国は、非常に昔から、國のために殉じた、あるいは國を守り育

てる、そういうことのために働いてきた人々たちを祭るといふ、とうとうとといふ、そういうことを自然の習性として培われてきたと思ふんです。したがって、靖国神社に對しては素直に殉国の士を國家の手で公に祭るといふことはあたりまえではないか、当然ではないかという考え方が強いわけでありまして、したがって、いささか古いのですけれども、昭和四十二年の朝日新聞の世論調査を見ても、國民の八〇%以上が國家護持を何の抵抗もなく支持しておると、こういうことも言われておるわけでございす。事実、私も靖国神社に参りまして、これが戦争になつた心から祖國の英靈を弔いたいという気持ちと、もう一つは、そのために再び戦争をなからしめんがための努力を誓うと、これが本當の祈りの気持ちであるわけでございす。したがって、天皇陛下の靖国神社参拝もそういう國民感情、素朴な、素直な國民感情をやつぱり背景としてとらえていかなきゃならぬというふうに私も承知をいたしておるわけでございす。ところがなかなか、自由な社会でございすからいろいろな御意見があります。たとえば、天皇陛下が仮に私的であつてもたびたび靖国神社に参られると、これはまあい

わゆる天皇制の復活だとか、天皇への忠誠心がまた復活する、天皇と臣下との関係が出て平等性が失われる、あるいはまた、宗教の自由が失われる、宗教が禁じられて、その結果は戦争主義あるいは侵略主義、軍国主義に舞ひ戻つていくんではないかという御意見があるわけでございす。宮内庁自身も、こういう意見に對しましては、宮内庁自身も一体どのように受けとめておられますか、第一点お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(富田朝彦君) ただいまお尋ねの天皇陛下が先日靖国神社に御参拝になられた件に關しましてお答えを申し上げます。

本年の春に、靖国神社から口頭で終戦三十年につき御参拝願ひたい、こういう申し出がございまして、昭和四十年の十月には、ちようど終戦

二十年ということで御参拝になつておられる経緯もあつて、今回私的なお立場で御参拝になられたわけでございす。陛下はいつもこの戦いに行つて没せられた、あるいは戦争の犠牲になられたというふうな方々のことを思ひまして胸が痛むというふうなことを常々おっしゃつておられるわけでありまして、そういう非常に自然なお気持ちからお参りになられたものと推察をいたしております。

○中村太郎君 この間の十一月二十一日でございすか、靖国神社の参拝に對していろいろ意見がありました。たとえば、いま天皇陛下が靖国神社に参られると、政略的な目的とかあるいは政治的な目的に利用されるのだからおよしなさい、そういうことを宮内庁は進言しないかというふうな意見もあつたように私は承知をいたしております。わけでございすけれども、果たしてあの二十一日の参拝が、いまの現状からながめまして政治判断に利用されたのか、されるような雰囲気になつたのかどうか、この辺の判断は一体どうな

でございすか。

○政府委員(富田朝彦君) あの日に御参りになられたという点については、陛下の御日程の御都合から決まつたものであるということとを当委員会でもお答え申し上げたわけでございす。そういう意味で、特別な理由というところではなく、いま先ほど申し上げましたように、純粹に私人のお立場での御参拝であり、それを政治的に利用するということがあることがあつては絶対にない、かように考えておる次第でございす。

また、当日の出迎えの状況等につきましては、警衛を担当いたしております警察当局からの報告によりまして、一般的に平静な雰囲気であつたという報告を聞いておる次第でございす。

○中村太郎君 天皇陛下といへども、これは私的行為として御自由があるわけなので、たとえば盡を慰める、そのために参拝される、あるいはまた靖国神社へ参られる、これは憲法二十条のいわゆる宗教の自由、宗教の自由、これは当然天皇陛下にも認められなければならないと思ひます。そ

いう意味で、これからのいろいろな御参拝なされる  
と思ひますけれども、そういう私的行為を制限を  
したり制約することは私は間違つてゐると、この  
ように判断をいたしておりますけれども、宮内庁  
いかがでございますか。

○政府委員(富田朝彦) ただいま御指摘のよう  
に、陛下も私人として信教の自由をお持ちになつ  
ておられるわけでございますし、純粹に私的なお  
立場での靖国神社へお参りになるというのは差し  
支えないことであると存じております。

○中村太郎君 それでは、最後に要望しておきま  
すがね。先ほど申し上げましたような意見とい  
うものは、私もから言わせれば、まるで、あたか  
も戦争中の亡霊にまだ取りつかれてゐるような意  
見である。さもなくば、ためにせんがためのい  
わゆることづけ、牽強附会という言葉がありま  
すけれども、これほど論理の飛躍した意見はない  
と思ふんです。そのように受けとめておりますが、  
それにしてもそういう意見は今後も出ようと思ひ  
ます。

そこで宮内庁としては、国民の大多数、きわめ  
て自然な素直な心で、これからの靖国神社を尊敬  
していきたい、ついでには天皇陛下の参拝もたび  
びやつてもらいたいというのが大多数の国民の意  
思である、熱望であるということ踏まえて、ぜ  
ひひとつ対処していただきたいと思ひます。いい  
ですね。

それでは、長官にひとつお願いしておきたいと  
思ひます。行政事務といひますか、官庁事務がと  
にかくスロー・モーションでテンポが遅いというの  
は、これは定評のあるところなんです。わけても  
行政簡素化事務関係の仕事が遅い。これはその典  
型的なものだと言われておるわけでございます。  
午前中も山先生から御意見があつたんですけれ  
ども、地方事務官の問題、この程度のこと、昭  
和二十三年創立以来話題になつてゐる。今日から  
約三十年前から問題になつてゐるんですよ。毎  
回の国会でも取り上げ、国会の決議はするわ、地  
方自治体は受け入れ体制十分である、そこに働く

職員もよろしい、全部がよいんです。ただ一つ中  
央官庁の抵抗のためになかなか実現しないとい  
うことなんだと思ふんです。私は、このおくれ  
お、二十、八年もかかってまだ解決しない根  
本原因は一体何であるか。それは、先ほどお話が  
あつた、内容が複雑であるとかむずかしい問題が  
あるとか、職員の身分の問題があるとか、いろいろ  
言われておりますけれども、一番の根底にある  
ものは一体何であるか、何が障害になつてこの  
おくれであるのか。この程度のこと、幾ら内容が  
複雑であつても、これは人のやることなんです。  
二十数年もかかってまだ実現しないその一番の根  
底の原因は何であるか、端的にひとつお答えを  
いただきたいと思ふんです。

○政府委員(小田村四郎君) 大変むずかしい御質  
問でございます。的確な答えがでるかどう  
か自信がございませんが、政府といたしましては、  
四十三年以来この問題の解決に努力してまいつた  
わけでございます。ある時期におきましては、関  
係大臣間の覚書というふうなものもできた経緯が  
ございまして、しかし基本的には、やはりなか  
か解決するということに至りませんで、一  
昨年以来関係閣僚間の協議、あるいは各省間の  
事務的な話し合い、そういうものが行われてきたわ  
けでございますけれども、この身分を国家公務員  
のままにするか、あるいは地方吏員にするかとい  
う点につきまして一つの意見の対立がございま  
す。それと関連いたしまして、その行政機関を国  
の機関にするか、現状のような地方の機関にする  
かという点につきましてもやはり対立がございま  
す。その間の対立がまだ解消しておらない、意見  
の調整ができておらないということが、この問題  
がなかなか現在まで解決できなかった原因であ  
ろうかと存するわけでございます。

○中村太郎君 ですからね、この身分の問題と機  
関の所属の問題、この背景に横たわるものは一  
体何ですか。もっと端的に言へば、もう地方庁も  
いし働く人たちもよろしい、行管もよろしい、早  
くやつてほしい、関係大臣の四十三年度、十一

二十五日、六日ですか、覚書がありますわね。こ  
れもよろしいという中にもかかわらず、なおかつ  
四十三年以来停滞している根底にあるのは何かと  
いうことなんです。私は、端的に言えば各省庁の  
セクト、言うならば権限を握つていたい、あるい  
は人員をそのままにして国家公務員の数をふや  
しておきたい、こういうものにはせぬかという  
ことを伺つてゐるんですよ。その認識はどうで  
すか。

○政府委員(小田村四郎君) 私どもは、単なる官  
庁のセクシヨナリズムではなくて、それぞれやは  
り行政機関といたしまして事務を法律に基づいて  
執行しなければならぬ行政責任というものを  
持つておりますので、自分のところの権限を確保  
したいという気持ちではなくて、事務を執行して  
まいりますのにどのようなことが一番適當である  
かというところ、まじめな議論であるというふう  
に考えております。ただ、その考えが正しいかと  
うかという点につきましては、これはいろいろ  
各方面の御意見もあるわけでございまして、その  
間の調整には努めてまいりたいと思ひますけれど  
も、単なるセクシヨナリズムというふうには考  
えておりません。

○中村太郎君 そうしますとね、この経緯を見て、  
行管としては、ここまでおくれたのは真剣な討議  
のためにやむを得なかつたんだというお考えで  
すか、それとも、もっと煮詰めて早く実現すること  
が望ましいとお考えなんですか。現状肯定ですか、  
官庁事務というものはこういうおくれはやむを得  
ないんだというふうな、肯定なんですか。それと  
も、もっとやり方によつては早くできたんじゃない  
かというお考えですか。

○政府委員(小田村四郎君) これも大変むずかし  
い御質問でございますが、いままでのところは、  
もちろん私も私もあるいは関係省庁を含めまして政  
府全体の努力が不十分でなかつたかというおし  
きは甘んじて受けなければならぬかと存じま  
す。ただ、それぞれの事務当局あるいは関係各  
大臣方におかれましてはそれなりの真剣な努力はし

てまいつてこられたわけでございまして、おし  
かりはやむを得ないかと思ひますけれども、それは  
それなりにやむを得ない事情があつたものと考え  
ております。

今後どうするかという問題でございましてけれ  
ども、先ほど山先生にお答え申し上げましたと  
おり、総理も次の国会を目前に解決の努力をする  
というのを申しておられますので、私も事務  
当局としてもできるだけの努力をしてみたい  
と思つておる次第でございます。

○中村太郎君 まあ行政簡素化、行政改革を含め  
て、こんなことは切つた決断、思い切つた大  
なたをふるわなければこれはできないんですよ。  
だから、そういう意味で、とにかく直接話題  
になつた四十三年から今日七年かかつてお  
る。これの状態もやむを得なかつたというふうな  
考え方自体では今後の行政改革が私は非常に思  
やられると思ふんですよ。そういう意味でこれ  
を伺つておるんですけれども、これは後ほどの問題  
にも関連しますから後でまとめてお伺ひしたい  
と思ふんですよ。

そこで、行政監理委員会がこの四月に「今後  
における行政改革の課題と方針」という緊急提言を  
行つております。その中で、特に財政硬直化の問  
題に関連いたしまして、特殊法人の整理につ  
いては本年度第二・四半期に、補助金等につ  
いては第一・四半期に監査を行うとされていま  
すけれども、その調査は終わつておりますか、進捗状況はど  
うですか。

○政府委員(鈴木博君) その調査を担当いたしま  
した行政監理局といたしましてお答え申し上げま  
すが、ただいまお話しのごさいますように、行  
政監理委員の提言並びに本年の五月に行政改革本  
部でも決定いたしておりますこの特殊法人の整理  
をめぐつての作業でございまして、第一・四半期  
以降百十二の特種法人につきまして鋭意作業を進  
めてまいつたところでございまして、行政改革  
本部でお示しになりました線も、年内になるべく  
処理方針を固めるようにという御指摘もございま

して、その線で年内に方針が固まるように現在作業を進めておるところでございますが、今日の状況でございますが、大体は私どもの作業が一段落いたしましたして、現在政府内部において鋭意話を詰めておる段階でございます。行政本部で言われまして、来年度予算に反映できるものがあればぜひこれを反映したいという心構えで折衝しておる次第でございます。

○中村太郎君　そうしますと、その大筋なもの、たとえば特殊法人のうちではこれとこれとがこうしたい、補助金についてもこれこれは何とかしたい。言うならば、行政管理局としての一つの案が出てくると思ふんです。それは発表できませんか。

○政府委員(鈴木博君)　この問題につきましては、非常に影響するところが大きいということ、このそれぞれの特殊法人の設立目的と現在やっております仕事というものを分析し、踏まえまして、その結果、予算の上にも当然影響というものをもちますので、財政当局等とも詳細話を詰めておる段階でございます。まだどれとどれがこの整理の対象になるかということにつきましては、この段階で発表残念ながらできないわけでございますが、気持ちとしては、発表の時期、方法等につきましては現在政府内部であわせて検討いたしておりますので、本日の段階はさよう御了承いただければ幸いです。

○中村太郎君　なぜそういうことを聞かかといふと、提言の後段の中に、特殊法人、補助金についても五十一年度予算の中で措置したいと、措置すべきであると言っております。ということから言うと、さういふ提言にあるように五十一年度に間に合うんですか。そのことを心配しているんです。せっかく調査をして五十一年度の予算に間に合わせるという提言があるんですから、もし間に合わないならこんな提言を行政監理委員がするはずがない。意味がないことになるんですからね。その辺の事情はどうなんですか。若干おくれでも部内で調整を図って必ずできるものは五十一年度予算で措置をしたいとできるんだと

いう自信がおりますか。

○政府委員(鈴木博君)　ただいま御指摘いただきましたような心構え、それと意欲で、現在財政当局の方とも交渉を持っておるわけでございまして、来年度予算に反映できるものがあればぜひこれを反映したいという心構えで折衝しておる次第でございます。

○中村太郎君　これは緊急提言ですからね、財政硬直化排除のための緊急提言ですから、いままでのようなテンポでなしにこれだけはぜひ私は実現していただきたい、要望しておきます。

それから、同じ提言の中でいわゆる定員増加の抑制、これも非常に重大な問題だと思ふんです。御案内の四十三年削減計画からずうときて五十年は純増しておる、こういう状態なんですね。定員管理のあり方については年内にこれも結論を出すよう検討すべきであると言われております。これらの進捗状況はどうなんですか。

○政府委員(小田村四郎君)　定員管理の問題につきましては、四月の行政監理委員会の御提言を受けまして、以来行政監理委員会におきまして御審議をいただきまして、七月の二十三日に、「国の行政機関の定員管理に關する当面の諸施策について」という御建議をいただいております。この内容は「定員管理の現状と問題点」ということから始めまして、当面の諸施策といたしまして、総定員法の堅持と、それから現行定員削減計画の繰り上げ実施、新規増員の抑制、高齢者の離職促進、新規採用の抑制、そういうような問題についての提言をしておられるわけでございます。

政府といたしましては、この提言を受けまして七月二十九日に閣議決定を行ひまして、「国家公務員数の削減について」ということを決定いたしております。その内容は、昭和五十年から始まりまして第三次の削減計画の割合が、五十一年度は十分の三をやるということになっておりましたのを十分の四に改めたわけでございます。それから五十一年度の新しい行政需要につきましては、極

力既定定員の振りかえて対処いたしまして、新規増員は厳に抑制すると、こういう方針を決定いたしております。この五十一年度の要求につきましては、現在私ども及び大蔵省におきまして内容を検討中でございまして、最終的には予算編成の段階において決まるわけでございますけれども、私どもといたしましては、極力この閣議決定の御方針に基づきまして抑制してまいりたいということを考えておる次第でございます。

○中村太郎君　そうしますと、新規採用の抑制の方針、それから定員管理——定員の問題、これらは年末までに結論を出すべきであるということと言われておるんですけれども、これは十分なんですね、間に合いますか。

○政府委員(小田村四郎君)　はい。

○中村太郎君　それでは、同じように例の定年制の問題、これも検討に着手すべきであると言われているんです。これは一体どんなふうに動いているのか。同時に、定年制とやらは関係にあると思うんですけれども、例の週休二日制、定年制とあたかも二律背反の関係にあるようなこの週休二日制との兼ね合いをどう考えているのか、これをお伺いしたいと思います。

○政府委員(小田村四郎君)　公務員の定年制の問題及び週休二日制の問題、いずれも公務員の職務条件等の関係になりますので、いずれも正式には総理府の御当局から御答弁申し上げるのが筋であろうかと思ひます。ただ、定年制の問題につきましては、この行政監理委員会の提言をちょうだいいたしまして、総理府の方にもこの話は申し上げておるわけでございまして、長期的な問題として総理府の方で御検討いただいておりますものと考えております。

それから週休二日制も同様に、人事院及び総理府が中心となって御検討していただくものであらうかと思ひますけれども、この監理委員会の御提言にもございまして、いやしくもその施行によつて定員が増加するということは厳に慎むべきことであらうということが私どもの考え方でございます。

います。

○中村太郎君　まあ非常に、定数増を防いでいきながらなおかつ週休二日制というものは、これは大変むずかしい問題だと思ひます。ぜひひとつ定数増をしないという考え方に立つ定員管理の立場にある行政庁としては、その辺を十分しつかり踏まえてやっていただきたいと要望しておきます。

それから、今回提案されております整理事項、これは昭和四十九年十一月六日、行政監理委員会の答申に基づく対象二百九十九件中八十項が法律改正を要すると、そのうち十項目が今回提案されているのです。で、いま当面成果を得られないとして九百八十一事項が没にされておりますけれども、今回提案のわずかに十項目、これは八十項目法律改正を要する中でわずかに十項目しか今回提案されていないということですから、これは答申からこの決定までの間に期間が短いということもありまして、しかし行政自体としてはこの数字、十件というものは満足すべき数字でございますか、どうお考えですか。

○政府委員(鈴木博君)　お答え申し上げます。ただいま御指摘のございましたとおりでございます。そのうち法律で改正を要するものと、政府内部で政令とか省令でもって改正するものと二通りに内容が分かれると存じますが、二百十九のうち法律改正事項が八十、それから政令、省令で改正を要する事項が百十九でございますが、その八十事項の法律事項で単独法によつて改正いたしましたものが四ございまして、今回の許認可整理法でお願いしてございまして、十事項でございます。なお、それ以外に政省令事項として措置済みのもので二十四ございまして、しかし、残りのものはただいま御指摘のとおりまだ残っておりますわけでございまして、われわれといたしましてはこれで決して満足するということのようなものではございませんで、関係省庁とも、今後改正を要するものにつきましてはなるべく早くこれの改正の実が上がりまうように折衝を重ねてまいりたいと、こ

のように存じております。

○中村太郎君 この未措置の内容の一例を見ますと、たとえば厚生省関係は四十一項目のうち法律改正は十二項目あるんですけれども、今回の提案にこの厚生省関係は一つも上がっておりませんね。で、その内容を見ると、たとえば整理番号七十の「国民栄養調査の執行」だとか、「国民栄養調査員の任命」だとか、「トラホーム」患者の診断届出」あるいは「興行場営業の許可」、「旅館営業の許可」の権限委譲あるいは廃止、トラホームでもこれは廃止になっていきますね。これは改善方向の中に理由が書いてあるんですけれども、こんなことはだれが見たってあたりまえ過ぎるほどあたりまえのことだし、簡単ではないかと思うのです。こういうことが一向に改善されていないということなんです。厚生省関係というのは従来ともなかなか改善が行われていない。たとえば昭和三十九年度の臨時行政調査会以来第五次にわたる行政改革提言の総数七百七十件のうち二百三十二件、三〇％強がこれは厚生省関係なんです。一方、民間団体から要望がありました簡素化関係案件千七百八件のうち、民間の方からの要望は厚生省関係が強く、これは二百九十六件あるんです。どう考えても厚生省というのはなかなか簡素化については熱意がない、消極的である、積極的でないという一つの証左になるんですけれども、これを行管庁としては一体どう受け取っていますか。これもやむを得ない、この程度の簡素化でも内部の慎重の検討のためにはこれはやむを得なかったのだというお考えですか、その辺どうですか。

○政府委員(鈴木博君) 厚生省の許可につきましては、先生のたゞいまお話ございましたとおり、面があるかと思ひますが、ただ、厚生省の行政側に立つてわれわれ考えました場合には、お話の中にもございましたが、国民の生命、健康にかかわる問題でありますとか、あるいは福祉水準にかかわる問題でございますとか、または技術的な事柄のものですから、審議会にかけるとか、いろ

いろ法律手続を要するもの等がございます、やほかの省とは性格が異なる面があるのではなからうかと思はれる節もございます。しかし、大局におきましては御指摘のとおりと存じておる次第でございます。今回の二百九十九事項の監理委員会で提示されました事項のうち厚生省は四十一事項に及んでおるわけでございますが、これについては現在厚生省でも鋭意実現方に向かって努力しておるところでございます。なお、その努力の結果を待ちまして、今後において、要すれば私どももいたしましても監理、調査等を実施いたしまして、これが効果が上がるように、許可可事項がさらにその改廃できるような措置を推進してまいりたい、このように存じております。

○中村太郎君 監理局長ね、厚生省としては人命を預かる立場だから慎重でなければならぬという御意見、それは厚生省側としてはそういう言い分があるかもしれない。しかし行政監理委員会としてはこの提言をしたんでしよ、りっぱに理由をつけて、自信がなければいけませんよ、自信がないや。人命尊重だから慎重にやらなければいかぬというなら、それ以前にもっと慎重にやっていた提言をしなきゃいいのですよ。あなたたちは自信を持ってこれとこれは簡単にできるんだという中でこういう提言を行ってらるんでしよ。今度出てきたらば、厚生省の立場になったら慎重を要するかもしれないんというところは、これは行政管理局の監理局で言うべきことじゃないでしよ。行政監理委員会というものはそんな権威のないことじゃ承服できませんね。そうでしよ。こんなりっぱな、何日もかけて監理して、そうしてこれだけできるんだと、公正な目で見てこれは容易にできるんだというからこれが初めてできたんでしよ。できた中で、まだいやそれは慎重を要するかもしれない。そんな姿勢じゃ、あなた、これは行政改革なんか全然できませんよ。大体行政管理局こんなんじや行政改革なんという任務ほうっちゃった方がいいですよ。どうなんですか。具体的にあなたたち見てもらなさい、この提言した

内容を。いまの七十二番、トラホームの問題、こんなものいまだでやったって問題ないじゃないですか。大体追跡調査なんてどうなっているんですか。ただ提言をしつ放しで後は各官庁の自主性に任せる、判断に任せるという態度なんですか、その辺のことも含めてどうなっているんですかね。

○政府委員(鈴木博君) 私、最初に厚生省側の事情を申しました。言わずもなだったかとも思いますが、先生御指摘いただきました、この監理委員会で取り上げられました事項につきましては、私これは全くそのとおりという気持ちでございます。いまして、この四十一項目につきましては、要すれば今後監理等までしてひとつこの実現に向かって推進してまいりたいという強い決意を持っておる次第でございます。

○中村太郎君 行政監理局というのは、自分たちがこれこれこうだという提言をしておきながら、その責任を果たせない、その逃げ腰というか、弱腰のためにいろんな私は理屈を言っているような気がしてならないんですよ。これは制度的にも私は実は欠陥があると思うのです。

そこで、これは基本的な問題なんですけれども、この間の予算委員会の中でもいろいろお話がありました。これは与野党を通じて一致した意見ですけれども、とにかくこれから二兆数千億の赤字国債を発行する、来年から五兆ないし六兆の国債を発行して国民の協力を求めなければいかぬ。そういう中においては、まず官庁自身が姿勢を示す、本当に財政の硬直化を防ぐためには国はこういうことをやっているんだと、本当に自分の身を切つてこうやっていこうと、そういう姿勢を示すことが前提だと、そういうものを示して初めて国民の協力を得るための国債発行も可能ではないかと言ったんです。わすか今度の七百億程度の冗費の節約、こんなべらぼうなことではだめだと、少なくとも千算二十一兆円の割や一割五分の予算削減をすべきだと強く叫ばれておるわけですよ。したがって、私は今日ほど国民の声が行政改革に向けられ

ているときはないと思うんです。しっかりやっぱり政府はやっていかなきゃいかぬと思うんです。この点で行管長官としてどうお考えですか、御意見。

○國務大臣(松澤雄藏君) ただいまの御意見もつとめだと私自身が考えておるような次第でございますが、ただ、率直に申し上げて、問題となると言つては語弊がありますが、出さざるを得ないという気持ちを持って私なんかは当初は促進をしたのでございます。ところが、現実の問題として出すということに對しまして、少しく他方から異議等のようなものもございましたので、今回は御遠慮して、そして現在出しておるものだけでもお通しを願いたいという気持ちで実は出しておるということが真実の姿でございます。できるだけ、私たちはいまの御趣旨に沿うように全力を尽くしていきたく、かように存じますので御了承賜りたいと、かように思ひます。

○中村太郎君 行政改革ですね、これに対する行政管理局の権能、権限と言ひますが、これは一体どうなんですか。たとえば定数管理についても、企画をするとか管理をするとかいろいろありますけれども、たとえば各省庁の行政機構の改革については、計画はつくる、企画はするけれども、これに對する指示権がない、命令権がないといううなことだと思ひます。それと、一体その辺どうなんですか。

○政府委員(小田村四郎君) 行政管理局の権限は設置法に明記されておるとおりでございます。行政制度一般に関する基本的事項の企画、機構、定員及び運営の総合調整ということが中心であらうかと思ひます。ただ、あくまでも政府の中の一部署でございますので、最終決定は内閣で定められることになるわけでございますが、この内閣制度は、御承知のとおり閣議におきまして全会一致をもって決定される、こういうことでございますので、私どもの意見も必ず閣議省庁の御了解をとつた上で閣議に提出するということになるわけでございます。



○中村太郎君　そういう、制度的に実は問題があると思うんですね。これは行管庁はいま言った企画、調整をする、企画をして各省間の調整を図るということ、最終的にはもう各省の判断ですね。ですから、先ほど来ずっと一貫して、たとえば地方事務官の問題にしても今度の提案の勧告にしても、非常にテンポが遅い、なかなか実現しないということにつながっていくと思うんです。これを松澤長官、まだ日が浅いんですけれども、いままですってごらんになって一体制度的にどこに問題があるのか。たとえば行政管理局がこういう権限を持てばとか、こういうシステムになればこれはもっとうまくいくんじゃないかという御提案がありましょか。何か考えたことありますか。それとも、いまのままで、何とか、各省寄り集まって自分のたんはだけは水を引いて、なるべくよその方ですっていくというふうな、こういう根性の中でうまくいくとお思いになりますか。私がそういうことを言うのは、先ほど申し上げましたように、いまこの一番行政改革が大事なときなんだと、むだを排せ、冗費は省けと、この国民の切実な要求にこたえるためにも、これは許認可の簡素化を含めて思い切ったことをしなきゃだめだと思ふんです。そういう意味では、行政管理局自体にもっと権能をふやしてあげれば、行政とか、あるいは行管ではとでもだめだ、こんなものは総理府の官房にでも移して総理大臣直属の指揮下に置いて、総理大臣の命令によってやっただ方が行政改革はうまくいくんだと、いろんなお考えがあると思うんですけれども、どうなんですか。これは私は何も変なことを言っているわけじゃない。これは私には何もないんです。ともに行政改革を本道に軌道に乗せて、早く効果を上げるには一体どうした方がいいかという中で提言としてお伺いしているわけなんです。

○國務大臣(松澤雄藏君)　ただいまの御意見もつともだてと私自身が考えておるわけでありまして。権限自体も、言うまでもなくもちろん私たちが持つておればいまのようなお話も出なからうと

思いますが、現実の問題として、やはりいまの御質問のようなくらいに質疑等されまると、これさえ持つておらばと、こういう権限があるならばとか、こういうふうな気持ちを持たざるを得ないことについて考えざるを得ないような気がいたしますが、率直に申し上げまして、いまのところはいまお話のごさいますように、このことに対して、私自身がこうやるべきだということ、何を話をするということ、簡単ないいかないような現況なんです。それでございまして、いろいろな検討を加えて、そして率直に言つて二年目あたりからいまの御趣旨に沿うような方向で全力を尽くしてみたい、かように考えておりますが、いすれにしてもお話のようないいこと、いいこと、全体に握つておるという形においてならばより一層うまくいくんだらうと、かように考えますが、今後一層検討してみても御回答申し上げるようにはしてまいりたいと、かように考えますので御了承願いたいと思ひます。

○中村太郎君　あのね、これから一層強力な行政改革が叫ばれる今日ですね、私はいまのようシステム、制度ではこれはだめだと思ひます。恐らく百年河清を待つ。これは皆さんが何は苦労してもこれはだめだと思ふんです。そういう意味では、この際行政管理局自体の機構改革をまず先にやつて、足場をつくつて、びしつとやつていなくてはいかぬじゃないかという感じがするんです。これは一官庁の権限をやたら強くするということじゃないですよ。国全体にむだがたくさんあり過ぎる。これをやるにはやっぱり相当な強力な権限を持つて、がちつとやるような体制づくりが先決だと思ふんです。まあ松澤長官、大体そのお考えあるようなんです。これは長官自身の個人の問題ではないんです。松澤長官だつて何はでも長官やつておるわけじゃないでしょう、これは。だから、この際は自分が長官の経験によるとこうだという提言をして、だれかがやつぱりやらなきやいかぬと思ふんです。経験の中で提言を

して、内閣へ持ち出して、総理大臣に話をして、こうすることが望ましいということ、行管自体の行政改善がまず改められればもつと私は大いに効果が上がつていくと思ふんです。そういう意味で、長官の勇氣ある発言、勇氣ある御活動をお願いしたいと思ふんですけれども、再度どうですか、いかがですか。

○國務大臣(松澤雄藏君)　御意見もつともなんでもございまして、言われるまでもなく、いまのお話のように閣議等におきまして私自身が率直に意見を申し上げて、そして賛同を得ればいいということになるかと思ひます。しかしながら、政府自体だけでいいというものでなく、率直に申し上げて、たとえて申し上げますならば、ここに出しております法律のような問題にしても、何にいたしましても、改革的なものを加えていかなければならぬような問題がありますので、十分に検討を加えまして、御趣旨のような方向に全力を尽くしてみたいと、かように思ひますので御了承願ひたいと思ひます。

○河田賢治君　行政管理局は十一月二十五日に「幼児の保育及び教育に関する行政監察結果に基づく勧告」というものを発表され、関係省の方へ出されたように思ふんですが、これは言うまでもなく幼稚園と保育所が同じ幼児の保育、教育施設でありながら、行政の二元化のためその発展が阻まれていて、従来からわが党が指摘してきた問題でもあるわけなんです。そうした重要な課題をおくればせながら今回勧告されたということは、その内容においては十分でない点もあると思ひますが、きわめて重視すべき問題提起であると思ひます。わけです。しかし、この十二月八日、この間もまた動物検疫に関する行政監察というものがまためられて、そして発表されておりますが、この動物検疫に関する行政監察がまためられたのはいつであるか、それからまた、それが行政監察委員会です承されたというのはいつであるか、この日にちをちよつと教えていただきたいんです。

○河田賢治君　はばでいいです。下旬とか上旬でいいです。

○政府委員(鈴木博君)　たしか動物検疫につきまして監察委員会にかけましたのは十一月の中旬だったと記憶いたします。勧告いたしましたのが十二月の初めだったと思ひます。

○河田賢治君　そうすると、まとめられて、それからまた監察委員会です承を受ける。この期間は比較的短いわけですね。一カ月前後なもので、それ、

○政府委員(鈴木博君)　そのかけました勧告案なり報告書の内容にもよりますが、監察委員会御審議いただきますのは大体一日ぐらいでございまして、その後監察委員会の委員の御意見等をいただきまして、各省と事実確認等で、物によりましてけれども相当の日にちを要しておるというのが実情でございまして。

○河田賢治君　それはわかりました。

で、この幼児保育及び教育に関する行政監察結果の勧告、これはいつごろ調査をまとめられて、それからいつごろ行政監察委員会です承されたか、これをちよつとお伺いしたいんですけれども。

○政府委員(鈴木博君)　正確な日取りにつきましては、また要すれば調査いたしました後ほど答えさせていただきますが、ただいま記憶をたどつてみますと、この調査いたしました時期は昨年の七月から九月にかけてでございまして。その後、非常に内容が膨大、広範囲になつております関係上、取りまとめに非常に日にちがかつたわけですが、いまが、ようやく一段落しまして、監察委員会にかけましたのが九月の中旬から下旬ごろだったと記憶いたしております。その監察委員会が済みましてから各関係省の方といろいろ事実確認確認行為が主でございまして、そのようないつた、これが相当日にちがかかりました。で、勧告に至りましたのは比較的最近という

ことになった次第でございます。

○河田賢治君 比較的、行管の方では監理委員会なんかで一応かけられたらすぐ発表されるようですね、大体において、非常に能率的にそれはおやりになっていると私たちも思っているところ、この幼児の保育、教育の行政監察の結果の報告は九月十七日ですか、調査がまとまったのが七月で九月十七日に監理委員会です承をされているんですね。そうすると、発表は、これは委員会決定されればもう当然公表して差し支えないものなんです、これが非常におくれているわけで、十一月の二十五日。つまり、九月の半ばに委員会です承されたのが十一月の二十五日ということ、この点について、私自身もよくは知らないんですが、何でも、読売新聞などがいろいろとこれに対する、何といいますが、裏話といいますが、そういうことを書いてあるわけですね。で、本来ならばこういうものはすぐ発表して、関係省庁あるいはまた国民にも非常な影響のある問題ですから、お互いにまた国民が討議をしていくということと早く発表されるべきであるのが、これが十一月二十五日だと。そこで、これは読売新聞だそうですが、十一月二十五日です。ちょうど九月十七日、今度の国会が開かれて間もないころですが、信濃川の河川敷問題の行政監察でございした時期でもあったわけで、新たな質問の種を提供することを避けたと、こういう批評がそのうちの一つに加えられております。あるいはまた、早い時期に報告すると、厚生、文部両省が五十一年度予算編成で何らかの具体的方向を打ち出さねばならず、十一月末の報告なら時間的な余裕がないと弁解ができる、そういう意味から両者の立場を考慮してこの公表を延ばした、これも一つのものになっております。第三が、報告が両省に対する相当切った提案をしているので、事前に両省と協議し、表現等で手心を加えるための調整に手間取ったのではないか、こういうような、これは新聞ですからわれわれ直接は責任持ちません。けれども、こういうふうな発表の期間が長くなったと

いうことですね、こういうふうな普通の新聞は裏を見て見るわけですね。この裏が当たっているかどうか知りませんが、こういうふうな事実はどうですか、若干これに当たる節もあるのですが、この辺をちょっとお聞きしたい。

○政府委員(鈴木博君) ただいま御指摘いただきました点でございますが、最近の行政が非常に省際関係と申しますが、その省と省との接点に非常に問題があるというふうな場合には、その権限が一体どちらに属するのかわかると、こういう非常に複雑な形態をとる場合がございします。お話の中にもございしたように、幼児保育所の問題につきましましては、文部省と、それから厚生省の両省のいわゆる「行政の境界領域」というような言葉をこの報告の中に入れておりましたけれども、そのような部分の問題を、どちらの省でどう処理するかというふうな問題は実はございしました。今後においても、そういう非常にきわどい行政を報告で取り上げると、そういう面が出てまいらうかと思ひますけれども、そのようなものにつきましましては、普通のいわゆる報告と違ひまして、その調整に非常に手間をとる、事実確認、責任の所属を決めなさいかと存じます。ところで、ある新聞紙に報道されました点でございしますが、まさに御指摘どおり、九月十七日の監理委員会にかけておきながら十一月二十五日になって報告公表したのはどうか、これは非常に形といたしましては、最近においては比較的長期間を要して公表したというケースになりますのでいろいろ憶測が出たろうかと存じますが、私どもの気持ちは、先ほど申し上げましたように、これは鋭意文部省、厚生省と事実確認を、監理委員会の御意見をいただきまして後にしておいてその作業を進めてまいっております。またいま御指摘のございましたように、信濃川の作業の問題でありますとか、あるいは予算に間に合わせないために延ばしたのであるうかとか、あるいは国会開会中を避けるというつもりではなかったかとかというふうなことは、全くそういうこと

はございません。全く他意はございません。ひたすらにただむずかしい点、境界領域の問題を詰めるということで、かようにその間に日にちがなかったというふうな御理解いただければ幸いでございしますが、ただ、なるべく世間的に見まして、もそういうふうな誤解、憶測が生じないようにという意味では、現在私どもも極力そういう誤解の生じないように今後は考えてまいりたいと、このように存じておるところでございします。

○河田賢治君 この行政監察委員会です承される前に、こういう報告を出すからには、やはり相当事前の要するに協議をし、大体どういう方向で報告するかということもある程度は打ち合せされるわけでしょう。この委員会決定すればそれが発表される、それからまたごたごた各省と交渉するということのような性質のものじゃないかと思ひます。この点で、やはりこういう世間的ないろいろなわき出るようなことを、国の行政機関の上にあるいわば監督機関のようなものですか、そこが、こういう批判をされるようなやり方は避けるべきじゃないかと思ひます。大臣どうですか、その点についてお答えください。大臣どうですか、その点についてお答えください。と願っておきたい。もう国家機関のいわゆる行政を監察する、監督する地位にあるわけですから、こういう問題は一番大きな責任問題ですから、ひとつ長官の御見解を聞いておきたいのです。

○国務大臣(松澤雄蔵君) いまのお話のように、本当にできるだけ皆さんの御要望なり国民の御要望というものを、すぐ引き受けるような気持ちになりたいたいというふうなことは、私自身が先ほど申し上げたところの気持でございします。が、結論的に申し上げますと、皆さんの御要望というものに極力従ったような要領のもとにおいて取り上げていく、実施するように全力を尽くしていききたい、かように考えておりますことを御了承願いたいと思ひます。

○河田賢治君 行管の方に聞きますが、この報告の基本的な姿勢についてなんです。現状の乳幼児の教育、保育上で、早急に解決されなければならぬ課題というものがたくさんあるわけですが、保育所、幼稚園が少なく就園あるいは就所の希望を満たしていない、父母負担を軽くしなくちゃならぬとか、建設運営費、地方自治体の負担、これもまた少なくしなければならぬとか、あるいは保育条件、また保育をしている、あるいは幼稚園の教育をしている、こういう人々の労働条件を改善する、こういうことが必要だと思ひます。非常に多面的になるんですが、今回の報告は相当に細かい改善点を指摘しておられるわけに、最も切実に求められているこうした基本問題に解られていないというところに重大な私たちは欠陥があると思ひますが、言うまでもなく保育、教育政策の基本は、乳幼児の心身豊かな発達、これに必要な活動を保障し、教育の基礎をしっかりと学校教育の前提ですけれども、しっかりと築くということにあると思ひます。そのために必要なのは、保育所や幼稚園の格差の解消を図ることや、保育、教育の内容の向上や、あるいは保育、教育時間の決定、保育所、幼稚園の適正配置などであり、保育所、幼稚園の設置基準の改善、保育、教師の待遇改善と増員、建設あるいは運営の自治体の超過負担を解消するというところにきつてき申したようにあると思ひますが、今回の監察の主要な目標と申しますか、これは一体どこにあるのでしようか、この点をひとつお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(鈴木博君) いまお話ししたとおり、幼児の保育と教育をめぐる問題は非常に内容的にも重要であります。また広範多岐にわたっております。その問題の中で、御指摘がございました各種の問題がなお残されておると存じますが、今回、私も取り上げましたこの報告におきましては、戦後約三十年ほどたつて、それぞれの省におきまして幼稚園、保育所の整備計画というものは相当に成績を上げてきていると言つてよからうかと思ひますけれども、三十年たつて見直しました場合に、果たしてそれが幼児及び幼児を含めての家族と家庭から見ました場

合に、一体このままそれぞれに整備計画を進められていくものであろうかということに問題意識を感じたわけでございまして、まず政府として整合性のある幼稚園と保育所の運営、設置も地域によりまして非常に両施設の配置がまちまちでございまして、また年齢区分等で、必ずしも保育ということから外れまして年齢でもって区分するというような運営も見られないわけでもございせん。したがって、この際に見直しの意味で両省共通の場をつくって、そこで今後の幼稚園、保育所のあり方を十分検討し、方針を出すべきではないかというところに最大のポイントを置いたつもりでございまして。したがって、これはそういったところで金のかかる問題でもございせんので、早急に勧告のポイントとした点が実現されて、今後、ただいま先生御指摘になりました地方公共団体から見ました場合の財源負担の問題でございまして、あるいは保健婦等の労働の問題でありますとか、そういうようなものもあわせて共同の場でもって十分御審議いただき方針を出していただきまして、それに応じて、今後、監察当局といたしまして重大な関心を持ってフォローしていきたいと、このような気持ちでございまして。

○河田賢治君 それから、勧告では、文部省と厚生省の連携及び調整のための協議の場の設置を求めるということがありますが、この基本的な位置づけは、こういう連携や調整はそこで協議するということですか、この点はどういうふうにお考えなんでしょうか。

○政府委員(鈴木博君) そのように存じております。

○河田賢治君 いま、文部省は幼稚園、保育所は厚生省と、こういわば二元的な——もちろん幼稚園というのはいつの教育の場になっておりますが、保育所になりますと、いま五歳まで大体預かりますからね、小さい乳幼児から。そうすると、上の方になりますと幼稚園と等しいようなつまり保育をせなければならぬわけですね、ほぼ、年齢

から申ししても、また子供たちの発育から言いますと、保育所は単に預かっておるといっただけでなく、やはり事後的な教育をしていかなければならぬ、こういう問題があると思うのです。なかなか両者が会いません、それぞれセクトで皆仕事をやっていくわけですから、まあ自分のところは自分のところの幼稚園を拡張もし、充実もしたい。また保育所の方は厚生省でございまして、最近では特に共働きが多くなる、核家族になってきておる、それから居住と職場とがかなり離れたりして、できるだけ近くのところに預けて働きに出たいと、また働きに出なければ食えないということなんで、立場がみんなそれぞれかなり違うわけですね。だから、そこである程度の調整を図ると申ししても、こういうものを設置したりなんかするのは直接つくるわけじゃないんで、やはり自治体が申し出て、あるいは認可なりあるいは無認可なり、保育所は自治あるいは地方の特殊な人が経営する。そうすると、これは上の方で金をすっかり出して、おまえのところはこのくらいつくれば、これは申し分なく厚生省と文部省が合せて計画を立てて進むわけですから、何しろ計画といえども、御承知のとおり大分この中を見ますと、なかなか進んでいないところもある、別な方向へ進んでおるといふところがある、で、なかなか文部省とそこだけの問題でやってうまくいくものでしょうか。その辺は行管の方ではちゃんといくだろうとお考えなんでしょうか、いまのセクト主義の強い官庁だけが集まりまして。

○政府委員(鈴木博君) お答え申し上げます。従来は確かにそういうふうな傾向だったと存じますが、そういうこともありまして今回勧告いたしましたつもりでございまして、しかし、勧告しただけではなく、今後共通の場においてそうむずかしい問題等が恐らく議論されると思います。われわれとしてできますこととございすれば、なるべくそれが実現できるような方向で、関心を持って両省の今後の進め方を見守ってまいりたいと、

このように考えております。

○河田賢治君 まあ、確かに文部とあれですけれども、地方自治体を指導して自治省ですな、これなんかはやはり相当こういう問題、つまり配置の問題から、また産業やなんかの変化によってどういうところに早く認可してやるべきが当然かと、こういうことも出てくると思うのです。これはやはり、こういうふうにかなり各省にまたがってくるわけですから、主要なものは二つにしまして、だから私は、こういう点ではもう少し広げて、必ずしもその中の委員会とか構成要素にならなけりやならぬというわけではありませぬけれども、やはり関係各省、特に重要な自治省なんかも入って地方の指導に對してもっと適切にそういうものを指導する必要があるんじゃないかと、こういうふうな思ふわけです。

○河田賢治君 行政管理局から勧告をいただきました事項につきましては、各事項ごとに十分検討をさせていただきます、事柄によりましては厚生省とも事前にお話しをした上でもってお答えをいたしたい、こういうふうな考えているわけでございます。

○河田賢治君 いま幼稚園に就園している三—五歳の人口の三九%といいますが、相当な人々が幼稚園に入っているわけですが、しかし児童数の七五・七%が私立なんですね。御承知のとおり非常に幼稚園にしましては公立が少くない。私立である。それから、なかなか親御さんにしても、近くに幼稚園があればどうしても子供たちが集団で何か同じところへ行きたいという希望を持しますから、収入のその豊かでない人も幼稚園なんかへ行かなくちゃならぬ、こういう問題があるわけですね。私立ですから相当かかりますし、第一働いてる人から見れば保育所が一番いいのだけれども、とにかく朝八時半から九時ごろ行つて、もう十

二時ごろには帰ってくるわけですから非常に短時間です、そういうので、私立がいま多いんですけれども、こういうものも、小学教育の前段階の教育をするということになれば、相当国としてもこの問題に立ち入って、公立をふやすとか、時間なんかをもうちょっと考えたら、いろいろ内容はあつたとしても、公立をふやすとか、このように私立が多いということはもう私立任せになつていくような現状なんです。それから、これに對して国の方ではもうちょっとこの問題を何か、国立というわけにはいかぬでしょうけれども、地方自治体——公立ですね、こういうものをとんとんふやすような方向で、それに対する財政措置なんかをやるような計画ないしは考えたいのはあるんですか。

○説明員(鈴木博君) ただいま御指摘をいただきましたように、幼稚園教育につきましては、幼稚園のうちの約六割が私立、四割が公立ということ、特に幼児数につきましては七割五分が私立にお世話になつておると、こういうような状況でございまして。さようなことでございまして、私立の幼稚園に就園をしております子供さんの方の保育料等につきましては、できるだけその軽減を図るといふようなことで、従前から就園奨励費の、これは市町村が行つておる事業でございまして、その事業に對して一部を補助するといふような措置を講じてきておりますし、また、私立幼稚園の経営の安定を図るとともに父母負担の軽減をできるだけ図っていくという観点から、経常費助成の措置を講じているわけでございます。それらの措置の充実を図ってまいりたいと、こういうふうな考えております。

なお、文部省といたしましては、昭和五十七年までに四歳児及び五歳児でもって幼稚園教育を希望する幼児につきましては、すべて幼稚園に入園できるようにいふような計画を立てまして、毎年幼稚園の増設、整備を図つてきておるわけでございます。その計画では、私立はもとよりでございまして、できるだけ先生の御指摘のように公立をふやしていくということでもって公立の

幼稚園の施設の整備についての助成、こういうものの充実も図っているわけでございます。

○河田賢治君 幼稚園にも保育的な機能を認める、保育所の方にもまた幼稚園的な機能を認めて、そういうふうな内容を多少変更する必要があるというふうなことになるわけですが、保育的な機能というふうなものをいまの幼稚園に、何かこう多少でもそういうものを与える、機能を果たすような具体的な方針はあるんですか、そういうものはまだありませんか。

○説明員(鈴木博司君) 幼稚園の目的でございませうけれども、これは学校教育法に「幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発展を助長することを目的とする。」と、こういうことでございまして、当然その保育の機能を有しているわけでございまして、ただ、その保育時間をどの程度に考えるかということにつきましては、幼稚園につきましては幼児の心身の発達状況等を考えまして、現在のたてまえとしては四時間の保育を原則とする、こういうことにいたしているわけでございまして。

○河田賢治君 今度の勧告にもありますが、文部省の方と厚生省との連携と調整の場を設けるという提起に対して、文部省の方の見解はどういうふうになりますか。

○説明員(鈴木博司君) 行政管理局から勧告をいただきましたことについて、どのようにお答えいたすかというところにつきましては、厚生省とも十分お話をいたしたいと、こういうふうに思っております。

○河田賢治君 これは厚生省にも関係するんですが、いま大学なんかで、大体女の人が保育所へ入って保育になるわけですが、何といいますが、大学の中にそういう福祉科ですか、そういうところを社会科学の一つとして持っているところがあるんです。これは女の人が多いんですけれども、そういうところへ男の人が行くんです。男の人が行く。それから保育所に男の人はいま働き出しているんです。保父と言ってますか。そういうふう

に言葉は使っておりませんけれども、学校は出ましても、試験がありますね、保育所の保母なんかになるには試験が。そうすると、男の人は受けられぬということになっているんです、あれ。文部省あたりでは、これはまた厚生省にも聞くんだけれども、文部省あたりでは、そういう女の人だけでこれはいわゆる専門科、専科として男子はだめだということになっているとすれば、学校の方なんかは、こういう制度について教育上また将来男の人がそういうところで働きたいというふうな人がある場合に、一体文部省はどういうふうにこれを認めますか。

○説明員(鈴木博司君) 私、幼稚園教育課長でございまして責任あるお答えを申し上げる立場にございませうけれども、保母さんの資格としまして女子に限るかどうかということにつきましては、その保母さんについて性別の上でもってどういふ方が適当なのか、その辺はむしろ保母さんのめんどろを見られる観点からお答えをいただいた方がよろしいのではないかと、こういうふうにお答えしているわけでございませうけれども、大変どうもお答えにならなくて恐縮でございまして。

○河田賢治君 それは厚生省の方にじかに聞くわけですが、それは、しかし学校で、これはあなたの幼稚園と違って大学あたりを出る人なんですけれども、短期とかね、そういう人が出て、そして自分がやりたいと思う職業、それが女の専門になっているというんで男は試験を受けられぬということになるとこれは大変なことになるんです、本人にとってみれば、それまでまあ無資格でしよ。しかも、いまそういうところでも、子供を抱いたいろいろなことをするのに重労働で、ずいぶん若い女の子さんが病気になるんです。そうすれば、男のわりあい力強いのがいけばこれはそういう点でも軽減されるわけですね。で、そういう点と、まあこれは女ばかりの職業だと思われても男が入っていくということをやったり国家試験なんか決めなければならぬだろうし、そういうのに対して文部省が送り出した学生が学校を出て、

そういう就職も希望するところにできぬというふうなことになるかと、これはやっぱり文部省でも考えなければならぬ問題じゃないか、こういうふうにして質問したわけですね。

まあ、幼稚園のいま計画はわかりました。幼稚園でも、保育所があったら幼稚園じゃなくて保育所へやりたいという女の人はいくらあるわけですか、いま、どちらかといえば、働く人にとっては幼稚園もこれは大体昔のままですからね、わりあいに金持ちのお坊ちゃん幼稚園に行つて、それでずうっと大学まで行くというふうなところもあります。ですから、文部省は子供の教育というところが主体ではありますけれども、やはり社会情勢に合わせて多少こういう面を直視する問題があるんじゃないかというふうに私たちは考えるわけです。この点であつて厚生省の方に聞きたいんです。

いま保育所のこの報告書にもありますように、該当人口の総数で二三%ですか、一歳児では三%、ゼロ歳児では一%の人口というふうな、まだまだ保育所というものは非常に足らぬわけです。大分最近では厚生省の方でも保育所はいくらと云うんな陳情を受けられてふやしてはおりますけれども、しかし、いま一般の人が要求しておるほどなかなか入れない、ずいぶんと申し込んで受けれないという。したがってまた、無認可の保育所も相当今日では多いようなんです。特に無認可なんかではずいぶん無責任な、よく新聞にも出ますけれども、幼児を虐待したとか、殺さんばかりのことをしたとかいって、そういう新聞に出るほどお粗末なところもかなりあるわけですね。ですから、相当保育所が不足しているだけでなく、保育施設のいろいろな最低基準というものが非常にできていない。昭和二十六年から、改善されてないことによる保育条件の弊害ですね、たとえば労働基準法が守られていないとか、こういうことがもう始終あるわけですね、たくさんあるわけですね。で、労働条件がこういう劣悪さがあると、いま私たちがかなり保育所の陳情や要求を受けているのですけれども、これらについて、今回の勧告と関連し

て厚生省はどういうふうな考えておられるか、その点をひとつお聞きしたいと思ひます。

○説明員(加藤陸奥君) ただいま非常に広い問題についての御質問でございまして、特に要点にしましてまずお答え申し上げたいと思ひますが、まず一番最初におっしゃいました保育所の数が非常に不足しておるといふ問題についてでございまして、これは確かにそういう情勢が二十年ばかりの間ございまして、厚生省といたしましては最大の努力を尽くしてきておるわけでございまして。先生御自身も、最近ずいぶんつくろつたやうになつたとおっしゃつていただいたわけでございまして、なお今後とも不足状況、これは地域的な差というのは若干あるかと思ひますけれども、そういうことも念頭に置きながら整備を進めていかなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、今後ともその方向で考えてまいりたいと思つております。

それから、施設の基準の關係のお話でございまして、これは施設整備を進めることと関連させながら施設の内容改善を進めてまいらなければならぬというふうに考えておりますが、施設数の増設との兼ね合いもありましてなかなかむずかしい問題ではございませうけれども、おっしゃいますやうな施設の内容改善も含めて考えていくべきだというふうに思つておるわけでございまして。

それから、最後におっしゃいました今度は運営の方かと存じますが、労働基準法が守られないと、特に休憩時間の確保というやうなケースが、保育所の場合、これは昼中だけでございまして、そういう問題が顕著に指摘されておるといふふうになつておりますが、これらの点につきましても、これは国庫の助成の対象になつておりましたが、措置費という名前で、運営費でございまして、この改善につきましても年々内容を充実改善を進めてまいつております、今後も同じやうな努力は続けてまいりたいと思つております。先生御要望のとおり、労働基準法が守り得るやうな職場にという気持ちは推し進めてまいりたいと思つており

ます。

○河田賢治君 この労働者の問題なんかについて、やはり労働者に積極的に働きかけて、そして親の要求では長く預かってもらいたい、夜なんか五時じやちよつと早過ぎるとか、六時まで置いてもらいたいというような要求もありますけれども、いずれにしても、そういう父母や、それからまた本人の労働時間をできるだけ短縮の方向と、したがって人も増員して多少の交代制をつくとか、こういうふうにして改善する必要があると思うわけですが、いずれにしても、最低基準ですね、保育所のいろいろな問題についての基準というものをもうちよつとやはり洗い直して、そうして早くこの高い現在の保育——いま幼稚園も兼ねたような問題になっておりますから、こういう子供たちの問題などもやはり決めて最低基準をつくる必要があると思うわけです。

それから、御承知のとおり報告は現在の偏在しておる実情ですね、地方自治体が設置基準をいまいにし、多くの保育所を幼稚園の代替施設的に運用しているというようなことも言われておるんです。だから、これはいろいろ地域の実情を十分に把握していないとこんな余りにも短絡的な結論が出るわけですが、御承知のとおり、それぞれの自治体が、何といいますが、住民の要求を保育所なんかについても聞きながら急速にやっていると、そうでもないところもあるわけですね、いろいろ。だからこういう問題については、先ほども言いましたようにこれは厚生省がいろいろ地域のあれを見て補助金なんかを決定するんでは、しょうけれども、それらのやらないところをやらせる。とか、もつと進めさせるとか、やはり内容を十分見て、そしてできるだけ超過負担はなかりしてこの偏在をなくしていくということも必要だと思ふんですし、また、どんどんと要請にこたえて保育所を増設する、こういう問題も必要だと思ふわけですが、厚生省はずいぶんいま全国から保育所の設置の要求があると思ふんですけれども、一体どのくらいいま満たされているんですか。

か。たとえば五百カ所保育所をつくりたいと全国から上がっていくと、このうち厚生省としてこの予算ではせいぜいそのうちの百カ所とかいふように、一体どのくらいが充足されているんですか、一応ちよつと数字があったら教えてくださいな。

○説明員(加藤陸奥君) 数字というお話になりますと、実は国庫補助もございまして、それからいわゆる寄付金といいますが、各種事業からの、たとえば船舶事業振興会などからの助成というような問題もありまして、どの分で見るといふのはなかなかむずかしいんですが、国庫補助分だけで申し上げますと、四十九年度で七百カ所を助成いたしております。で、全国的な要請数、これは計画段階と実行段階で違いますが、一概には申し上げられませんが、大ざっぱに言いますと千カ所を超すぐらいの数字がほぼ妥当な数字かと思っております。正確には、実は計画してやめるところ、あるいは追加してというものもございまして、正確には申し上げられませんが、したがって、先生が例に出されましたように、たとえば五百カ所でそのうち半分ぐらいというような状況ではございまして、ここの数年は要望に全部が全部応じているとまではまいりませんが、地域的な実情等、都道府県段階で計画を調整して、私どもその意見をもとにしながら進めていっておりますが、まあ十分とは残念ながら言えませんけれども、まあまあというところまで来ているのが現状と存じております。

○河田賢治君 これから文部省との調整機関でいろいろ話し合われると思ふんですが、保育所の教育的な機能を強化するというような具体的な方針はありですか、まず、それをひとつ聞きたいです。

○説明員(加藤陸奥君) 教育という言葉、これは私も専門的な官庁というわけにまいりませんけれども、その言葉だけでいろいろな意味合いを持つてくるかと思ふんですが、実はかつて昭和三十年代の後半に厚生省と文部省の両閣僚局長

連名で、教育も含めて、保育所の場合、幼児教育の基本的な考え方についてやるようにという基本線は出ております。その線は当然私もベースに踏まえております。

○河田賢治君 長時間の保育というのは、これは親の労働条件ですね、これが一番何といつても難なんですね、これが、全体的に改善されない、なかなか保育所だけがそれに応じていくというところはむずかしいものなるわけですね、労働基準法を守りながら、しかし、いろいろありますけれども、この中にもちよつと書いてありますが、夜間保育ですね、夜間保育は人のために夜間保育というところの実態なんかはある程度つかんでおられるわけですか。東京あたりにはちよつといいところがあるんですが、あれ、私設が多いんじゃないかと思ふんですが、夜、キャバレーとかどこか、夜の女の人で出かけるんでその子供を夜間に預かるというところもいま大分あるようにちよつと新しい新聞でも見受けるんですが、こういうような調査は余りないんですか。党なんかも余りやらないですか。

○説明員(加藤陸奥君) まず、前段でおっしゃいました長時間保育の問題でございますが、これは今回の行政官庁からの御指摘の問題以前から、いろいろ、たとえば中央児童福祉審議会などでは議論されておりました、また当然なことかと思ひますが、各施設におきまして、保護者の方、親御さんからの希望は、通勤距離がだんだん延びるというふうな問題、あるいは通勤距離だけじゃなしに勤務時間がある程度不規則に、超勤等が親御さん自身があるというふうな状況も踏まえますと、長時間保育の要望はございまして、他方、先生もおっしゃいましたとおり、その子供さんをお預かりしている人も、またこれは職員として、労働者として働いておられるわけですね、その兼ね合いが非常にむずかしい問題と思っております。しかしながら、ある程度時間はこれはお預かりすべきだという気持ちも施設の方にございまして、先生まさにおっしゃいましたように、勤務時間を

相互にずらしたり、早出遅出というふうなことを言っておりますが、調整して進めてきておるのが現状でございますし、今後その辺は考えてまいらなければいかぬと思っております。

それから、夜間保育でございますが、先生御自身、例に出されたわけでございますけれども、私どもそれらの実態調査というのは、残念ながら直接的な実態調査はしてありません。ただ、新聞とかそのほか、私も地方の県市町村からのお話も聞く機会がございまして、若干は聞いておりますけれども、行政的な調査というのはいたしてありません。

それから他方、夜間というのには、特に乳幼児でございます。それらの保育を夜という問題は、中央児童福祉審議会でも、つまり専門の先生方も、これはなかなか問題がありますと、子供の福祉という立場で物を考えないと、親の方の側あるいは社会の方の側だけで物を考えれば本当の児童福祉にならぬという問題もございまして、非常にむずかしい問題でございますが、それは言うものの、研究はしなければならぬという点はございまして、けれども、ちよつと長時間保育の問題とはまた違った感じのもので従来から考えておるわけでございます。また今後、今回の問題指摘を契機にいたしまして、さらに、どういう検討を進めていくかにつきましては、関係の専門の方々の御意見等も伺つてまいりたいと思っております。

○河田賢治君 いま、昔よりも、だんだん体が悪くなったり、障害児が多いわけですね、あるいは交通事故やなんかで、ぼつぼつ養護学校なんかで全寮で子供のあれをやっておりますけれども、やや障害児と言われる、通院なんかしても差し支えない程度の子供さんが大分おられるわけですね、いま、こういう障害児の人々の保育というのは、なかなか専門的に預けると言っても、あちこちから集めるのはこれは大変でしょうし、しかし、一人や二人入つてきてそれに特殊な保護さんをつけるということもなかなか困難ではあるうけれども、しかし、こういう障害児が相当いまふえつつある

という段階ではそういう問題をも、障害児保育といいますが、こういう問題も考えなきゃならぬのではないかなと思うんですが、こういう問題についてはどうでしょうか。

○説明員(加藤隆美君) 先生のおっしゃいます問題、これは非常に切実な問題と受けとめております。実は障害児という面から見た対策としては、まず障害児保育、保育所という以前に基本的なものがございまして、これを御理解いただきたいと思います。つまり体の不自由な子供さんであれば肢体不自由施設というのがございまして、それに加えて通園施設、昼中だけ利用するそういう障害児のための専門の通園施設というのもございまして、それからさらに、小規模通園と俗称しておりますが、名のとおり、肢体不自由児、障害児の通園施設の小規模なものというものもある程度準備されております。しかしそういうところへ行きますのは、むしろ療育といえますか、体を治していくというのが一つの主要な目的になっているわけでございまして、保育所での軽度の、つまり集団生活が可能などいいますか、むしろその方が効果があるというようなケースにつきましても、問題かと思ひますが、障害児保育という名のものと、昨年度の後半から、ほぼ実験的な段階ではございまして、始めております。ただ、なかなかむずかしい問題が潜在しておることはもう先生御自身もお話の中にございまして、そういうことも見きわめつつ将来の姿を、通園施設がベースであることはもう間違いないと思ひますけれども、療育をしなければならぬので、保育所におきましてもその辺の対応策を講じていくべきでないかというふうに考えて、実験段階ながら進めておりますのが現状でございます。

○河田賢治君 さっき文部省の方にも聞いて、これは衆議院でも参議院議員が取り上げておた問題ですけれども、保母さんでなくて保父さんですか、こういう問題は非常に少ないと思ひますけれども、しかし不景気になりますとどこでも働こうという人もありますし、本当は幼児の心理

状態を研究したりなんかするには、一応そういうところで実験積む方がいいですね、学校の先生になるにしても、小さいときからの育成なんかを研究的に。そういう熱心な人があいうところに入るわけですから、資格がない。女の人は資格あるけれども男はない。大体同じように教育を受けておるわけですから、みんな。こういう問題について、保母というところに保父を入れればいいわけなんです、法律の改正ならば。そういう道を開かれる意向はないですか。

○説明員(加藤隆美君) これは、保育所ということはもう児童福祉法の目的に明確に書いてございまして、「乳児又は幼児」の保育という、ここからスタートしております。まあ日本の歴史的なバックもあるかと思ひますけれども、やはりお母さん役ということから出てくる関係で女性の方の能力といひますか、基礎的な特性を十分生かしていくのがふさわしいということから保母さんというのの養成というのが最近になって確かに先生のおっしゃいますようにそういう声も出てまいっております。先生がおっしゃいましたように、研究というふうな事例でおっしゃいましたが、そういう場合の問題というのはまた別かと思ひますが、現在の段階では、お話にございまして、女性に保母になれないという姿になっておりますので、これを急にいまだとすると、今後は実情によりまして考え方を処理していかねばならないのではないかなと思ひております。

○河田賢治君 それはやはりそういうところで働きたいと熱望している人がいるんですから。それと大ぜいの人に強制して行かすわけじゃないので、そういう人に道を開くことも別にそう大きな問題ではないので、別に弊害が起るということも私はなくて、むしろ女の人も男の人も一緒に働ける、重労働的なことはかなり男の人は平気でやれるので、そういう点でも、そういう男の人にも保母と同じような資格を与えて、きち

んとした、何といひますか、職業としてそれをやるような道を少しでも早く開いていくべきだと、私たちはこう思っております。まあそれは十分検討していただきたいと思ひます。

今度人事院にお伺いをしますが、義務教育等教員特別手当の支給の要求ですね、これは人材確保で、特別な措置法の規定で義務教育諸学校の教員に対する給与改善制度ができました。幼稚園の教員は適用をいま除外にしているというのとなんです。ことしの三月の勧告にも、国立幼稚園では俸給表の三%がついた。公立ではつかない。それから特別手当もつかない。これは国立でもそうですが四%ですね、公立もつかないというふうな、幼稚園の職員が適用除外になっているのです。この問題について人事院の方の説明はどういうふうになっておりましたか、ちょっとこれを聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(茨木広君) もともと人材確保法は義務教育学校の教員についての法律でございまして、その他の学校につきましては直接は適用がないわけでございまして。ただ、一番密接な関係では、高等学校の教員の方につきましても、従来とも小中学校との交流等のごときもございまして、非常に密接な関係がございまして、逆転をしない範囲内において処理をいたしましたわけでございまして。義務教育の方が大変よくなったもので、高等学校を乗り越えましてよくなったもので、高等学校をそのまま放置するというわけにまいらぬという関係からそのようにしてまいりましたわけであります。

幼稚園の方の問題については、第一次のときには同じような措置をそのまま受けるようにいたしましたわけでございまして、第二次の際には、俸給表は国立については同じようなものが適用されておりますので自動的に同じようなことになっております。特別手当の方は、いま言ったような基本的なことからそのままを適用するということができなかったわけでございまして、二次の際に勧告の説明の中でコメントをいたしまして、小中学校に

つきましては、従来、師範卒等の、現在で言いますれば短大並みの方々が先生の中心を占めておったのが、新制大学出の方々が中心を占めるようにずつと変わっていったというふうなこともございまして、給与の考え方を相当変えていかざるを得ないという一応基本的な基盤もございまして、それで、国立と公立とあるいは私立までいろいろ影響があるわけでございまして、国立の付属は先生の養成課程に付置されましてそのお手伝いをするという面と、それからやはり大学の付属校としての研究面を持たれるというふうな、いろいろ特殊性を持っております。そういうような点からいいますと、国立の付属の場合とその他の場合についてそのまゝ適用していくことがどうであろうか、こういう問題がございまして、すでに一

次の教員給与改善で、一般職の例で申し上げますと短大を出ました者を対象にします人事院の中級試験採用者よりも二倍俸ぐらいよい待遇にもうすでにその段階でなっております。それよりもさらに二次、三次というふうに加えましたものを一般の幼稚園等にそのまゝ及ぼしていいものや、らどうやらというふうな問題がいろいろございまして、それで義務教育についての制度をそのまゝそちらの方に持っていくことをしなかつたわけでございまして。除外するということも、もとが人材確保法の対象が義務教育ということになつていましたので、そのようなことで今後の検討課題にいたしますというのを二次の際に御説明を申し上げたような次第でございまして。

○河田賢治君 この問題については、昨年参議院の文教委員会が附帯決議でも出ているんですね、附帯決議。ここで決議をしておりますし、ことしの三月二十七日ですか、この委員会でも内閣議員の要求に対して茨木給与局長さんが引き続き検討するということのような答弁をされておるわけですね。非常にこの問題は国会の中でも議論され、そして同じに扱うべきだという方向、それから、ことしもいまだ審議はしてありませんけれども、たくさん、



特に自民党の方々がたくさんのお願書をずうっと出されているわけですね。ほとんどの町あたりから出ておられるようです。それから、いまこれに対する要望、非常にやはり幼稚園の教員に対する要望というものはかなり広範な人々の要求になってきておると思うんですが、相当人事院でも、この問題を真剣にはおやりになっているんでしようけれども、取り上げられるべきじゃないかというふうにも考えるわけですが、この点はいかがですか。

○政府委員(永木広君) 昨年の附帯決議がございましたというの、いわゆる人材確保法の成立の段階の際に附帯決議がついたわけでございますが、その中に「義務教育諸学校の教職員の給与改善との均衡を考慮して」云々と、そういうような内容があったと思います。そこで、先ほども触れましたように、教員の一次改善のものはそのまま幼稚園の方にも適用するようにいたしました。と、こう申し上げましたのはその辺の均衡を考慮してそのままでやはり持つていくべきものだというふうな考えでございまして、二次は先ほど申しましたようなことでございまして。

そこで、その後、私もいろいろといたしましたが、五月八日の日には、これは関係省庁がありますもの、それから、文部関係では官房、初等局、大学局、それから厚生省系統では官房、それから児童家庭局、医務局、この系統にそれぞれ保母を担当しておる課がございまして、それから、地方団体が大変関係いたしますので自治省の公務員というところのそれぞれの課長さん方にお集まりいただきまして、それから問題の所在の点、それから問題点というふうなものを話したいとして、よく御検討をいただきますようにということで、若干のその意見の交換と検討する機会を持ちました。

それから、幼稚園関係、文部省さん関係は従来からいろいろ検討が進んでおったわけでございますが、私どもとの関係では、厚生省さんの方との関係ではそういう面ではまだ新しい問題でございまして、この十月にはまたさらに厚生省との関係の方においていただきまして、先ほど来議論され

ておりますような問題あるいは意識等の関係の問題、そういうような点についてもいろいろ検討の機会を持ち、さらにいろいろ資料等をお頼みしたりして鋭意検討を進めておるところでございまして、大変いろいろ影響の大きいところでございまして、そのことから時間がかかるわけでございまして。

○河田賢治君 義務教育ではなくても、義務教育のすぐ手前の段階の同じ教育者なんですから、やはりこういう問題は人事院でも鋭意進めてもらいたいということを希望しておきます。

あともう一つの問題は総理府の方ですが、非現業の公務員の労働基本権問題で、公務員問題連絡会議ですが、ここでもいろいろ協議されているというところですが、聞くところによると、昨日公務員問題連絡会議が行われたということであるそうですが、これはどういうふうになっておりますか、この辺の進展ぐあいをひとつお聞きしたいんです。

○政府委員(秋富公正君) 一昨年公制審の答申をいただきました、先生の御指摘の公務員問題連絡会議を開催したわけですが、昨年の五月、さらにこれを新しい公務員問題連絡会議にいたしました、新しい組織におきまして三十数回審議してきたわけでございます。

現在まで審議した問題は、公制審答申のいわば十項目、今後処理すべき問題がございまして、いわれる現行法上のものにおいて運用によつてできる問題につきましては一昨年処置したわけでございますが、法律改正を要する問題、いわゆる法人格付与の問題、あるいは管理職の範囲の整備の問題、こういった問題につきましてはさきの通常国会に法案を国会に提出をいたしまして、ただいま御審議をいただいている状況でございます。

後に残された問題、たとえば消防職員の団結権の問題、あるいは交渉が不調の場合の調整方法についてその新しい機関をつくるかどうかの問題、あるいは刑罰規定の問題、こういった問題以外に、いわゆる組合の方からも御要望のありました団交権についての検討、こういった問題につき

まして十月の十三日も公務員問題連絡会議を開いたわけですが、昨日もこの問題をさらに総務長官の主宰のもとに関係各省の次官レベルで検討した次第でございまして。

○河田賢治君 私の方も直接労働組合の方と会っていろいろと相談する機会というのは、余り私自身はないうえなんですけれども、関税当局などいろいろ交渉なんかで会ってこれないとか、それから総理府なんかでも、これは国公共關といいますが、あそこも総務長官や副長官とは一回、国公共關の結成の際長官のあいさつ、そのときだけは会ってもらった。しかし、人事局長なんかにもほとんど、秋富さんですか、人事局長になつてからは一度も会っていない。こういうふうな国公共關の方にはこういう問題で大分不満を持っているんです。いろいろ団体が構成されておられて、各省だけの問題でない場合もありますけれども、しかし、一応公務員のそれぞれの関係の者が――公務員でも御承知のとおり組合は第一第二だといふてありますから、その全体の意思がまとまるといふことは少ないかとも思いますけれども、しかし、なるべくやはりいろいろな問題にしろ要求にしろ会って懇談的に話をするとかというところで会う場合があると思うんです。ところが頭から会わぬというふうな調子で、団体交渉でも、ここにも御承知のとおり公務員の制度審議会ですが、これなんかでもなんでしょう、「交渉の相手方について争いがある場合も、同様とする。なお、法律や条例の存在が交渉の妨げとならないよう配慮する」として「当局と職員団体との話し合いの積み重ねにより、労使間の意思の疎通に努めるものとす」といふふうに、非常に好意的に労使の間を心配してそういうふうなことを書いてあるわけですね。だからそれが、私の方は直接労働組合の方と会っていませんからわかりませんが、それと、とにかくある組合には、ここで統計をとってみますと、四十八年十二月五日から五十年、ことしですか、十二月八日までの回数によりまして、公務員共闘には二十三回総務長官あるいは副長官

が会っている。ところが国公共關は、さっき言ったあいつだけ、本当の話し合いというのじやなくってただ一回ある。それから、人事局長さんでも片方は十九回会っているが二回しか会っていないとか、こういうふうな非常に差別されているわけです。話の内容で差別しなきゃならぬのかもしらぬけれども、とにかくいろいろな団体がやはり当事者として会う場合は、やはりそれに会って話し合いをする、そうしてできる限り労使間の意思のまず疎通を図る。立場は皆違つてはいますから、それはやむを得ない、原則的には。しかし、どういふところに問題があるかといふことは、やっぱり会って話を聞いて直すようにしていきませんと、ただもう会わぬとか何とかで不満が腹の中にたまつてはやっぱり問題起ると思うんです。こういう点で、ひとつ私は、たとえばどういふ理由で非登録の職員団体ですか、国公共關には応じかねるといふことなのか、どういふふうな考えでお願いしたいんです。

○政府委員(秋富公正君) ただいま先生から数字をもつてお示しになりましたように、総務長官は過去二カ年間に公務員共闘には二十三回会つております。また人事局長も十九回会つております。しかし、これは非登録団体でございまして、それから全官公、これは同盟系でございまして、これは総務長官二十回、私が、人事局長が五回でございまして、これも非登録団体でございまして、大体総理府の総務長官あるいは人事局長がお会いいたしておりますのは、いま申しました公務員共闘あるいは全官公あるいは春闘共闘といふところでございまして、私の方は登録団体でなければ会わないといふことではなくて、いま申しましたように、いずれも非登録団体でございまして、そういう点につきましては公制審の答申が出ました直後にも、非登録団体との交渉につきましても合理的理由がなく恣意的に拒否してはいけないということ、これを各省にも徹底している次第でございまして。

で、いま御指摘の国公共機関とどうして回数が少ないかという問題でございますが、御承知のように、国公共機関、これも公務員共闘に加盟している組織でございます。で、国公共機関の代表も公務員共闘の役員となっておるわけでございまして、公務員共闘が総務長官あるいは人事局長と会見の際には国公共機関の代表も入っておるわけでございまして、また国公共機関の要求というものはいわゆる公務員共闘の要求に十分織り込まれておるわけでございまして、いわばその一員として国公共機関があるわけでございまして、したがって、全部をカバーしております公務員共闘あるいは全官公と総務長官、人事局長は会っているというのが実情でございます。こういったわけでございまして、私たちは、先生御指摘のように職員団体の皆様ともできる限り意見の交換を図り、意思の疎通を図りたいと思っております。で、意図して、事情の許す限り総務長官あるいは人事局長が会ってまいりましたが、今後もそういう気持ちで臨んでいきたいと、かように考えております。

○河田賢治君 まあいりろでして、登録、非登録もね。ここにも「登録されない職員団体が当局に交渉を求めた場合においても、当局は、合理的理由がない限り恣意的にその求めを拒否することのないよう努めるべきである」と、やはり審議会は勧告しているわけですね。私は当局が正しければそう文句言わぬですよ。ところが、皆さんの直接の関係じゃないけれども、この委員会、関税の問題で、第一組合は非常に数が少ない、全従業員の一割ぐらいたと。ところがここは非常な差別されていたんですよ。特別昇給というやつがありますね、制度が。大体平均すれば十五年に一週ぐらい上がることになるわけですよ。予算が大体十五分の一とか決まられておるから、ところが、そういう差別をされていて、それでこれまで行職の第二ですね、運転手さんとか、それから女の方とか、こういうところは全然上がってなかったんです。二十何年上がらぬ人もあるんですよ。そういう非常な差別を関税当局がやってたんですよ。

私が三、四年前から少し問題にして少しずつ上がってきた、私がこゝで大分取り上げまして、今度大分訂正されまして、平均すれば二、三%で上がったか上がっております。行(二)の人も初めてだと言つてびっくりしているんですよ。だから、そういうふうにはやはり当局も使用者に対して本當に公正な仕事をやっておられないわけですね、それで訂正されたわけですね、事実上。ですから、いろいろな問題がそれはあると思ひますよ、あつちの組合もこつちの組合もね。しかし、実際に組合が分かれたりあるいは何かしてありますれば、なかなか一つの組合で意思が本當に代表されるとも言えませんが、まあ大きな組合とまた小さな組合とも違います。だから、会うぐらいのことは、まあどういふ要求を持ってきたか知らぬけれども、とにかく一応会つてみる、要求は別としても、そして意思の疎通をしませんと、うちに不公正なやり方をやっていて腹にたまると爆発するんですから、ついストライキにもなるでしょうし、だからそういう点でできるだけ、これも勧告しておりますように、非登録であろうとなかろうとやはり積極的の会つて、そして面会あるいはいろいろな要請を拒むべきでないと言われているんですから、やはり会うだけは会つて意思の疎通を図つていく、これが大事だと思ふんです。このことを私要望しまして、これで一応打ち切ります。

○委員長(加藤武徳君) 他に御発言もないようでありますから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

許可、認可等の整理に関する法律案の問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(加藤武徳君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午後三時二十九分休憩

午後三時五十五分開会

○委員長(加藤武徳君) それでは、委員会を再開いたします。

これで本日の委員会は散会いたします。

午後三時五十六分散会

十一月二十日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は 月同日)

一、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

科学技術庁設置法昭和三十一年法律第四十九号の一部を次のように改正する。

第五号中「四局」を「五局」に、「原子力局」を「原子力安全局」に改める。

第九号第一号中「第十号」を「第九号」に改め、同条中第四号を削り、第四号の二を第四号とし、第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十二号までを二号ずつ繰り上げ、第十三号を削り、第十三号の二を第十二号とし、同条第十四号中「第一号から第十二号まで」を「前各号」に改め、「(関係するところ)」の下に「(原子力安全局の所掌に属することを除く。)」を加え、同条を同条第十三号とする。

第十号を次のように改める。

(原子力安全局の事務)

第十号 原子力安全局においては、次の事務をつかさどる。

一 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。

二 原子力利用に伴う障害防止に関すること。

三 放射性降下物による障害の防止に関し関係行政機関が講ずる対策の総合調整に関すること。

四 第一号及び第二号に掲げるもののほか、原子力利用に関し他の行政機関の所掌に属しない事務(前条第一号から第十二号までに掲げる事務を除く。)のうち原子力利用に関する安全の確保に関すること。

第十二条第一項中「三人以内」を「二人」に改める。

第十三条第四項を次のように改める。

第四 原子力安全局に、次長一人を置く。

第二十三条第一項中「原子力局」の下に「及び原子力安全局」を加える。

附則

(施行期日)

一 この法律は、公布の日から施行する。

(原子力委員会設置法の一部改正)

二 原子力委員会設置法(昭和三十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

(庶務)

第十五条 委員会の庶務は、科学技術庁原子力局において総括し、及び処理する。ただし、科学技術庁原子力安全局の所掌に属する事項に係るものについては、科学技術庁原子力局及び科学技術庁原子力安全局において共同して処理する。

(放射線障害防止の技術的基準に関する法律の一部改正)

三 放射線障害防止の技術的基準に関する法律(昭和三十三年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十号中「科学技術庁原子力局」を「科学技術庁原子力安全局」に改める。

十一月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、救護看護婦(外地勤務)の恩給に関する請願  
(第三四二一号)(第三四二二号)(第三四二七号)(第三二六八号)(第三七五四号)

一、兵庫県養父町の寒冷地手当の級地引上げに関する請願(第二六六一号)

一、軍人恩給等の改善に関する請願(第三〇七一号)

一、金鶏勲章制度の復活に関する請願(第三五六二号)

一、新潟県の寒冷地手当改善に関する請願(第三七五五号)

第三四二一号 昭和五十年十一月七日受理  
救護看護婦(外地勤務)の恩給に関する請願  
請願者 香川県丸亀市田村町四ノ七〇 永

紹介議員 加藤 武徳君  
この請願の趣旨は、第三六〇号と同じである。

第三四二二号 昭和五十年十一月七日受理  
救護看護婦(外地勤務)の恩給に関する請願  
請願者 高知県香美郡土佐山田町楠目山

紹介議員 石本 茂君  
この請願の趣旨は、第三六〇号と同じである。

第二四二七号 昭和五十年十一月八日受理  
救護看護婦(外地勤務)の恩給に関する請願  
請願者 東京都小金井市桜町三ノ五ノ五

紹介議員 太田 淳夫君  
この請願の趣旨は、第三六〇号と同じである。

第三二六八号 昭和五十年十一月十七日受理  
救護看護婦(外地勤務)の恩給に関する請願  
請願者 香川県高松市番西本町四四ノ二

横倉ヒサエ外四名

紹介議員 柏原 ヤス君  
この請願の趣旨は、第三六〇号と同じである。

第三七五四号 昭和五十年十一月十九日受理  
救護看護婦(外地勤務)の恩給に関する請願  
請願者 香川県綾歌郡綾南町滝宮下北九五

紹介議員 内藤 功君  
この請願の趣旨は、第三六〇号と同じである。

第二六六一号 昭和五十年十一月十一日受理  
兵庫県養父町の寒冷地手当の級地引上げに関する請願

請願者 兵庫県養父郡養父町広谷三九三養父郡寒冷地対策協議会内 小野山

紹介議員 小谷 守君  
兵庫県養父郡養父町の寒冷地手当の級地を二級地以上に引き上げられたい。

理由 養父町は、二級地、四級地に指定されている隣接町及び全国的な気象条件と比較しても寒冷度・積雪量とも厳しく、その差のないのが実態である。

第三〇七一号 昭和五十年十一月十四日受理  
軍人恩給等の改善に関する請願(二通)

請願者 秋田市山王三ノ八ノ六秋田県遺族会館内秋田県軍恩連盟内 佐藤治

紹介議員 山崎 五郎君  
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三五六二号 昭和五十年十一月十八日受理  
金鶏勲章制度の復活に関する請願  
請願者 長崎県西彼杵郡長与町岡郷二、七

紹介議員 中村 楨二君  
この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第三七五五号 昭和五十年十一月十九日受理  
新潟県の寒冷地手当改善に関する請願  
請願者 新潟県北蒲原郡黒川村大字黒川黒

紹介議員 巨 四郎君  
この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

十二月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、救護看護婦(外地勤務)の恩給に関する請願  
(第三八四二号)

第三八四二号 昭和五十年十一月二十五日受理  
救護看護婦(外地勤務)の恩給に関する請願  
請願者 北海道樺戸郡月形町市北五 和田

紹介議員 市川 房枝君  
この請願の趣旨は、第三六〇号と同じである。

第四号中正誤

べ少 段行 誤

七一九 得る 得る

三六 千鳥ヶ淵 千鳥ヶ淵

ハ一 八から 八から

二五 一三 憲法上 憲法上

昭和五十年十二月十八日印刷

昭和五十年十二月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局